

## 昭和二十九年四月

### 海外經濟事情

#### 目次

- 一、概況
- 二、米州諸国
  - (一) 米國經濟の動向
    - (イ) 金融の動き
    - (ロ) 景氣の動向
    - (ハ) 對外經濟政策の動向
  - (二) カナダ新予算の発表
  - (三) メキシコの平価切下
- 三、西欧諸国
  - (一) 英國—順調な國際収支と「現状維持」予算
  - (二) フランスに於る税制改革法案の成立と自由輸入の拡大
  - (三) 西ドイツに於る為替管理の緩和と自由ドル、清算ドルの統合
- 四、共産圏諸国
  - (一) ソ連の一九五四年度予算
  - (二) 中共經濟最近の動向
- 五、東亞及び東南アジア諸国
  - (一) 一般情勢
  - (二) 韓國の對日輸入禁止問題
  - (三) 台湾の經濟四カ年計画の概要と綿糸布、石炭の輸出奨励策
  - (四) 香港貿易の衰退とその影響

- (五) フイリピンの賠償交渉の新展開
- (六) インドネシアの貿易外送金に対する新制限
- (七) 印緬米穀協定の締結
- (八) 独立後三カ年間のインド國民所得の動向
- (九) パキスタンの最近の食糧事情
- 六、濠州及びニュージーランド
  - (一) 濠州羊毛市況と輸入制限緩和
  - (二) ニュージーランド準備銀行の公定割引歩合引上げ

#### 一、概況

二十六日開催のジュネーブ極東會議は朝鮮、インドシナを繞るアジアにおける東西対立の打開を目的とし、殊にアジアの一勢力として著しい比重を増した中共がこの種國際會議へ初参加した事でもあり、その成行に多大の関心がもたれているが、その後の會議の情勢は東西の主張には依然として深刻な対立の存することを明らかにしており、妥結に至るには程遠い感がある。

會議の焦点は、この間デイエン・ビエン・フー攻防戰の激化を背景に著しくその重要性を増したインドシナ問題に移つたが、これについては米國は夙にその政略、經濟的観点からして東南アジアにおける共産主義侵略に対処すべく自由諸國の統一的行動、中共のインドシナ直接介入牽制を目的とする対中共警告共同宣言、更に場合によつては米軍のインドシナ派遣をも辞せずとの意見も一部にみられる等、総じてインドシナに対する米國の態度は極めて積極的なものがあつた。之に対し英、仏は必ずしも全幅的には米國の態度を支持せず一応會議の帰趨を見て東南アジアおよび西太平洋地区の集團的防衛機構設置の可能性を検討すべしとなし、結局米英仏三国ともこの線で漸く原則的意見の一致をみたが、かかる米國の態度にはアジアの中立的諸國も多分に批判的であり、その意味で自由諸國の歩調は必ずしも一致しているとはいえず、今後の成行が注目される。

ジュネーブ會議と時を同じくして二十八日開催された東南アジア五カ國首相會議(インド、パキスタン、ビルマ、インドネシア、セイロン)は、その參加諸國の

中立的色彩からしてジュネーブ会議へ及ぼす影響も大であり注目されたが、最終コミュニケーションは交渉によるインドシナ問題の解決を歓迎、戦争の急速な終結とジュネーブ会議による平和の実現を期待すると共に、インドシナの完全独立を要望した。

米国の景気の動向は底流としては依然不振の様相を示しているが四月に入り失業の減少、自動車の売行増大等に景気好転の兆も見られ、朝野を通じて先行樂觀論が擡頭して来たことは注目され、既に景気後退は終つたとする向も見られる。しかし四月に入り景気が上昇傾向を辿ることは例年季節的に見られるところであり、これを以て直に景気回復と見るのは聊か早計というべく、今後なお二、三カ月の推移を注視する要ありと思われる。

この間連邦準備銀行は十四日シカゴを始めとして年初来再度の公定歩合引下(一・七五%より一・五%)を実施するに至つたが、これは景気対策としての意味を持つと同時に従来の金利低下傾向に追隨したものと見られる。

英國、カナダの新年度予算は相次いで発表をみたが、英國のそれが投資促進を重視、新規の償却優遇措置を講じた外は、何れも大幅な減税措置を含まず、一般に現状維持予算と評せられているが、唯々、予算編成の基盤たる経済見透し、特に米國經濟の動向に関し何れかといえればカナダは樂觀的見解に立つているのが注目されよう。この他フランスの税制改革の動きも注目に値する。

西ドイツは本月に入り更に為替管理緩和の動きを示したが、懸案のEPU期限延長を繞る問題については漸く債権国、就中西ドイツと英仏等債務国間に一カ年延長に意見の一致をみたと報ぜられ、またこれと並びフランスの輸入自由化率の引上決定をみた。

なお先般来交渉中であつた米國の対欧州石炭鉄鋼共同体借款は総額一〇〇百万ドル(期間二十五カ年、利率三・七%)に決定、二十三日発表をみた。

## 二、米州諸國

### (一) 米國經濟の動向

#### (イ) 金融の動き

シカゴ連邦準備銀行は十三日公定割引歩合を一・七五%より一・五%に引下げ

る旨発表、翌十四日より実施した。引続きニューヨーク及びサンフランシスコ(十六日)、クリーブランド、カンサスシティ、ダラス及びセントルイス(二十三日)、ボストン(二十八日)、ミネアポリス(三十日)の各準備銀行がこれに倣い同じく一・五%への引下げを実施した。右は去る二月五日二%より一・七五%への引下げに続く本年二度目の引下げで、準備制度当局の金融緩和方針を更めて確認したものであり、最近における財務省証券の利廻等市中金利低下傾向に追隨したものとみられている。然し乍ら、全國加盟銀行の全準備銀行よりの借入額は僅か一七二百万ドル(四月十四日現在)に過ぎず、市中銀行が巨額の國債を保有し、これが市場への売却によつて容易に必要な資金の調達が可能で、且つ巨額の過剰準備(四月十四日現在六五七百万ドル)を擁している現状では、金利政策の持つ意義は比較的軽く金融緩和の最高方針を明示したという心理的效果は別として、これにより直ちに實質的效果を齎らすものとはみられていない。なおニューヨーク及びシカゴの兩中央準備市所在加盟銀行の準備率二二%を、一般の準備市加盟銀行並の一九%へ引下げることが依然問題とされており、それは今回の公定歩合引下げの措置により当分延期されたとする向もあるが、もし右の如き準備率の引下げが実施されれば、ニューヨーク及びシカゴ加盟銀行で約三〇億ドルの融資可能資金の増大となり、これにより金利の低下、公共事業のための各種政府機關の債券発行、設備投資の促進が期待されている。公定歩合引下げの影響としては株式市場がこれを歓迎して一層の好況を示しているほかは未だ直ちに表われていないが、ニューヨーク大銀行筋の見解によれば目先事業貸出利率の引下げは行われぬものとみられ、僅かに連邦資金(フェデラル・ファンド)の金利の低下をきたすのみとの観測を下している。ただ二十四日、農務省は農産物融資の利率を三%から二・五%に引下げを発表している。市場は引続き軟調裡に推移、ニューヨーク所在各銀行の事業貸出は連続五週間引続き減少を示し、二十二日に終る前一週間は九〇百万ドルの減少をみせ、年初来の収縮は前年同期間の減一〇百万ドルに対し五四三百万ドルに及んでおり、一方十四日に終る前一週間の全國主要二五都市の手形交換高は一七、三〇二百万ドルと前週に比し七・六%減、前年同期間に比し二・一%減を示し、加盟銀行の過剰準備は二十一日現在では更に九〇六百万

ドル(前年同日赤字二百萬ドル)に増加している。同時に消費者信用も引続き減少傾向と伝えられ、政府当局は銀行に対し消費者信用供与の促進を要請、一方国税局は貸倒準備金額の引上げを認める等信用拡大策に努めている。後者は従来、非課税の貸倒準備金額は課税年度前二〇年間の平均貸倒率を基準として計算されていたが、今回の改正により一九二七年以降の如何なる時期の二〇年間の平均貸倒率を基準としても差支えないこととなつたので、従つて三〇年代初期の不況時の貸倒率を含むことが出来ることとなり、その他の改正も行われた模様であり、一部の推定では、これにより今後三カ年以内に現行準備額の五〇%増が期待されている。

他方貯蓄は好調を続け、シリーズE及びH政府貯蓄債券の三月の売上は四七四萬ドルと前年同期の二割増、第一・四半期総計は一四億ドルと前年同期の一割五分増で、全国五二八相互貯蓄銀行の預金も第一・四半期五四一萬ドルの増加で前年同期の五〇七萬ドルを上廻つてゐる。又二十七日払込六月十八日期限の五二日物租税証券一〇億ドルの入札状況も極めて好調で、平均入札価格は九九・八九五ドル、利廻は〇・七二六%の低位を示し、四月末期限の九一日物財務省証券一五億ドルの借換利廻は〇・八八六%とこの種三カ月物として一九四七年以来の最低を示した。

なお四月初旬大統領はランドール報告書の勧告に従い、連邦準備当局に対し、磅の自由交換促進のため、スタン・バイ・クレジット供与の可能性に付いて正式な調査命令を發したが、右は自由交換性回復の鍵を握る米政府の援助に関する決定が近くなされるものとの観測を呼んでいる。四月十五日予算局長官を辞したドツヂ氏の後任には現同局長、元ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行副頭取ローランド・H・ヒューズ氏の昇格が決定した。

(四) 景気の動向

四月に入つて製鋼操業率六八・一%(二月末六六・五%)自動車生産高六一七千台(前月五四七千台)等も軽微乍ら上昇の傾向を示し始め、五日大統領は三月中の失業者増加が僅か五萬四千人(二月中増加五萬八千四千人)に過ぎなかつたこと並に失業保険請求者数の減少を根拠に景気回復の徴あることを示唆したのを始め、ハ

ンフリー財務長官は景気下降は終りつつあると宣明、又ウィークス商務長官も早急な景気対策を必要としないと事態を樂觀、一時憂慮を示したと伝えられる大統領經濟諮問委員会バロンズ委員長も二十八日ワシントンの知事會議では目下の景気後退は近く終了、再上昇が期待されると言明するに到つた。政府筋の樂觀論は十一月の中間選挙を控えて政治的含みがあるとしても、中立的立場にあるマーチン連邦準備制度理事會々長、カーティス・ジェネラル・モーターズ社長ら財界人の間にも景気後退はようやく終りを告げたとみる向もあり朝野を通じて樂觀論が著しく擡頭してきたことは注目される。その後四月上旬の失業者数は三、四六〇千人と昨年十一月以来始めて減少(前月比二六〇千人減少)したことが明かにされ、そのほか一日より実施の一部消費税の引下げ及び十八日の復活祭を迎えての小売店売上高の上昇、建築支出の増大、企業収益の好調、個人所得、総国民生産高の予想外の高水準等がこれら樂觀論の根拠となつてゐるものと思われるが、かかる状況を反映して株式市場は前月に引続き堅調裡に推移三日工業株三十種平均三〇六・六七ドルと一九二九年十月二十二日以来の高値を示し、その後も月中化学、航空機、製鋼株を中心に続伸、月末三十日には三一九・三三ドルと異常な高値を示すに到つた。これは政府の低金利政策と配当課税緩和期待と相まつて株式利廻が公社債利廻に比し有利となつたことも一因として挙げられているが、根本的には景気に対する樂觀的自信に基づくものといわれる。

即ち企業収益状況は、ナショナル・シティ銀行の三、四四四社対象の調査によれば、五三年度の税引後の収益は一三七億ドルと前年度を九%上廻り、特に本年度第一・四半期も好調を持続しており、政府の減税対策特に新投資に対する減価償却の大幅引上、配当に対する二重課税の防止等企業に対する減税措置を好感したものとみられている。一月一日の法人超過利得税の廃止により、企業の売上げは減少したに拘わらず、税引後の収益は逆に上昇、例えばジェネラル・エレクトリック社第一・四半期の売上は八%の減少に拘らず、純収益は四二%増の四八百萬弗と四半期利潤としては現在迄の最高を示し、ジェネラル・モーターズ社の第一・四半期利益は前年同期を一五%上廻り、スタンダード・オイル社、アメリカ電信・電話社等何れも前年同期を一六%、八%方上廻る収益率を伝えている。

期待された復活祭売上は本年のそれが遅れたため直接の比較はできないが、それでもダン・アンド・ブラッドストリート社調査によれば二十二日に終る一週間の小売販売高は昨年同期を七一一％上廻つたと伝え、また連邦準備制度の調査によれば、十日及び十七日に終る前一週間の全米百貨店売上高は昨年同期を夫々一六％、一二％上廻り、廿七日に終る四週間のそれは昨年同期と同水準を示す等一般の観察では予想外に好調と目されている。ニューズ・ウィーク誌の報ずるところでは、復活祭の売上は全体として最高の売上を示した昨年度の二％減とみられており、月初の予想五％減に比し寧ろ良好として好感されている。

他方景気のパロメーターとみられている自動車の販売数は、三月は二月を二三％方上廻つて四九三千台に上り、四月に入つても加速度的に上昇していると伝えられ、第一・四半期の工場売上台数は、五一年及び五三年の第一・四半期に次ぐ第三の記録といわれ、一部には本年は昨年と同五・八百万台には及ばないとしても史上第二の記録となるうと見る向もある。ただ景気後退に伴う大企業の優位は自動車工業に特に顕著で、ジェネラル・モーターズ、フォード、クライスラーの三大会社は今や全生産の九六％を占むるに至り不況の波は中小自動車メーカーに皺寄せられている。然しながら四月一日現在の販売業者新車在庫は三月一日現在の五七八千台、前年同日の五三五千台を上廻り六〇四千台に達し、販売に比し未だ過剰といわれる。

一方製鉄についても月中依然として六八％内外の操業率であるが、六カ月間減少を続けた受注が最近安定したと伝えるもの、或は新規注文の増大を報ずる会社もあつて、鉄鋼業の操業率の横這い乃至は上昇期待が強まっている。これに關しアイアン・エージ誌は(一)全般的経済活動が昨年ピーク時より低い水準ではあるが安定しつつあること、(二)在庫調整の景気変動要因としての重要性が漸減しつつあること、(三)五、六月の労働交渉は罷業の可能性とも絡んで買気に転じさせる可能性あること等によるものとしている。

又商務省発表による本年第一・四半期の新規建築支出高は七、二八三百万ドルと昨年同期を一〇〇百万ドル上廻り、季節調整を加えると年率三六一億ドルに達

し、曩に発表された政府経済専門家の予想三四〇億ドル、及び昨年の実績三四八億ドルを凌駕、特に私的建築支出の増加(昨年比四％増)が、政府支出の減少(昨年比四％減)を上廻つたことは昨今の最も好ましい経済的兆候とみられている。

大統領経済諮問委員会調査の第一・四半期総国民生産高は年率三、五九〇億ドルと五三年第四・四半期の年率三、六三五億ドルに比し僅か一％減に止まつたが、右減少は連邦政府の支出減(特に三〇億ドルに上る国防支出の減少)及び在庫投資の減少に基づくもので、個人可処分所得は二、四九一億ドルと前年同期二、四五四億ドルを上廻り、消費支出額は二、三〇〇億ドルで現在迄の最高を示した五三年第三・四半期の年率二、三二〇億ドルに比し僅か一〇億ドルの減少に過ぎず、個人所得水準及び消費水準は依然として好調を示した。

以上四月に入り経済活動の活潑化の傾向は種々の面において見受けられるところであるが、しかしそれは上に見たように未だ極く軽微なものに過ぎない。大体四月に入り上昇傾向をたどるのは例年季節的に見られることで、従つてこれをもつて直ちに景気回復に転じたとみることは適當ではない。

景気の動向に最も重要な關係を持つものは財政支出であるが、財政支出の大宗をなす国防支出は、五三年第二・四半期年率四六〇億ドルをピークとして減少し、本年第一・四半期三八四億ドルとなつており、四月六月の軍事支出は大統領予算教書に述べられた年間四〇五・五億ドルを基礎とすれば、大体一―三月の水準と同程度と推定され、更に同教書で述べられた五五年度軍事支出の見積三七五・七億ドルは一―三月の年率三八四億ドルを更に若干下廻るところからみて、この面から景気再上昇のための刺戟が与えられるとは考えられない。結局生産の本格的再上昇を齎らすには耐久財需要が復活することが必要であるが、耐久財需要は前述の如く一部に季節的な増加が見られるものの、既に今日においてはその需要は概ね充足せられており、更新需要が始まるに及んでではじめて復活を見るものと考えられるので景気が上昇に転ずるにはなおかなり長期の期間を要するものと考えられる。それ迄の間依然低迷を免かれなと思われ、何れにせよなお今後

経済情勢調査(その三)

アメリカ主要経済指標

	一九五〇年		一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年			
	六 月 三十 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	一 月 二十 六日	二 月 三十 一日	三 月 三十 一日	四 月 三十 日	備 考	
消費者価格指数(一九四七—四九二—一〇〇)(1)	一一二	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三		
工業生産指数(一九四七—四九二—一〇〇)(2)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
個人所得(一〇億ドル)(3)	二五四・三	二六四・七	二六九・七	二七四・六	二八四・六	二八四・六	二八三・七	二八四	二八四	二八四		
就業者数(千人)(4)	六、〇〇五	六、二九三	六、二九三	六、七六四	六、七六四	六、七六四	六、七五三	六、〇五五	六、〇五五	六、〇五五		
失業者数(千人)(5)	一、八七九	一、六七三	一、六七三	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八〇七	三、六七二	三、六七二	三、六七二		
新築高(百万ドル)(6)	二、五七五	二、七三〇	二、七三〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九二五	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三		
輸出入額(十億ドル)(7)	九一四	九一四	八九三	九〇七	九〇七	九〇七	八三三	八〇九	八〇九	八〇九		
輸出入額(十億ドル)(8)	一、二五三	一、二六六	一、二六六	一、三五一	一、三五一	一、三五一	一、〇九二	一、一八二	一、一八二	一、一八二		
製造業在庫(十億ドル)(9)	四、九〇四	四、九一〇	四、九一〇	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、六三三	四、六一五	四、六一五	四、六一五		
製造業売上高(十億ドル)(10)	三、二〇五	三、二〇六	三、二〇六	三、一六六	三、一六六	三、一六六	三、二〇三	三、二一〇	三、二一〇	三、二一〇		
卸売物価指数(一九四七—四九二—一〇〇)(11)	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一		
株価指数(一九三九—一〇〇—一〇〇)(12)	一八四・九	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九四	一九四	一九四	一九四		
百貨店売上高指数(一九四七—四九二—一〇〇)(13)	一〇九	一〇九	一〇九	一一〇	一一〇	一一〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七		
現金流通高(百万ドル)(14)	二九、二〇六	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、七八一	三〇、七八一	三〇、七八一	二九、九八二	二九、九〇四	二九、九〇四	二九、九〇四		
要求払預金残高(十億ドル)(15)	九八、三三四	一〇一、五〇八	一〇一、五〇八	一〇一、三〇〇	一〇一、三〇〇	一〇一、三〇〇	一〇一、四〇〇	九九、七〇〇	九九、七〇〇	九九、七〇〇		

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事會調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)(5)因勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(6)商務省および労働統計局調査、(7)(8)商務省、陸、海軍調査、(9)(10)商務省および連邦準備制度理事會調査、(11)労働統計局調査、(12)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(13)連邦準備制度理事會調査、未調整分、(14)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、※推定 △改訂

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年			
	六 月 三十 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	十二 月 三十一 日	一 月 二十 六日	二 月 三十 一日	三 月 三十 一日	四 月 三十 日	備 考	
小麦(一ブッシュェル)	二・三三五	二・八三三	二・五五七	二・三三三	二・五〇三	二・四三三	二・三三三	二・三三三	二・三三三	二・三三三		
玉蜀黍(シ)	一・七六三	二・二九三	一・八七三	一・八四三	一・八一	一・八一	一・八一	一・八一	一・八一	一・八一		
ライ麦(シ)	一・七四三	二・四〇	二・二九三	一・六八三	一・六一三	一・四五三	一・四七三	一・四七三	一・四七三	一・四七三		



経済情勢調査(その三)

株式市場	皮 革 (一)	原 油 (一)	株 式 市 場	工 業 株 (三)	鉄 道 株 (二)	公 共 株 (一)
株(一)	二五三	二・五一	二・五一	二〇九・〇八	五二・二四	五〇・六四
株(二)	二五	二・五一	二・五一	二六九・二三	八一・七〇	四七・二二
株(三)	一八	二・五一	二・五一	一九一・九〇	一一・二七	五二・六〇
株(四)	一四三	二・七六	二・七六	二八〇・九〇	九四・〇三	五二・〇四
株(五)	一四三	二・七六	二・七六	二九四・五四	一〇二・二〇	五四・六七
株(六)	一四三	二・七六	二・七六	三〇三・五一	一〇一・四二	五五・九九
株(七)	一五三	二・七六	二・七六	三一九・三三	一〇四・三一	五六・四九
株(八)	一五六	二・七六	二・七六	三二九・三三	一〇四・三一	五六・四九

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(イ) 対外経済政策の動向

米議会では、五五会計年度における三、四九七百万ドルの対外援助計画の審議を開始、援助から貿易への基本方針に沿う米国外政策全般の審議がなされているが、景気後退下中間選挙を控えて議会の予算圧縮の圧力は例年以上といわれ、その成行が注目されている。本年度援助計画は一言にしていえば西欧の経済援助

から東亜の軍事援助への切換えであり、六日証言に立つたF・O・A長官スタツセンは前日のダレス証言に引続き重ねて東亜の重要性を強調、特にインドシナ戦費が総額の三割以上に及ぶことを明らかにした。本年度予算案(オソリゼーション)の内訳は左記の通りである。

一九五五会計年度対外援助予算案

(単位 百万ドル)

地 域	地 域 別 援 助 額		種 類	種 類 別 援 助 額	
	一九五五年度	一九五四年度		一九五五年度	一九五四年度
極 東	一、七六八	一、六五九	軍 事 援 助	二、五二五	三、六八一
中 東	五六九	五四九	相互防衛支持(経済援助)	二二三	九三四
西 欧	九四七	二、五八九	開発及び技術協力	四四七	一四七
中 南 米	四七	一五	救済及び復興	二四一	二八八
非 地 域 別	一六五	三三二	其 他	七〇	一〇五
合 計	三、四九七	五、一五七	合 計	三、四九七	五、一五七
		△ 一、六六〇		△ 一、六六〇	
		△ 一〇九		△ 一、一五六	
		△ 一六		△ 七一一	
		△ 一、六四二		△ 三〇〇	
		△ 三三二		△ 四七	
		△ 一八七		△ 三五	
		△ 一、六六〇		△ 一、六六〇	

(注) 一九五四年度は議会通过済決定額(オソリゼーション)

右によれば、

(1) 本年度対外援助額は前五四会計年度のオソリゼーション五、一五七百万

ドルの三三%減、アプロプリエーション四、七三〇百万ドルの二六%減で、援助漸減の基本方針を明示したものである。

(2) 地域別にはアジア向け(極東、南アジア、近東及びアフリカ)は二、三三八百万ドル(前年度オソリゼーション二、二〇八百万ドル)と総額の六七%(前年度四三%)を占め、始めて西欧向け九四七百万ドル(前年度約二、五八九百万ドル)を上廻つた。特にインドシナに対する援助は直接軍事援助一、五八〇百万ドルの内約三〇〇百万ドル、直接兵力支持九四五百万ドルの内八〇〇百万ドル(フランスに対する戦費補助)と軍事援助総額の四五%を占めてい

(3) 経済技術援助(相互防衛支出、開発、技術協力及び救済復興援助)は、九一百万ドルと前年度一、三六九百万ドルの六六%に圧縮され、特に狭義の経済援助とみられる相互防衛支持二二三百万ドル(前年度九三三百万ドル)中、西欧諸国(スペイン、ユーゴを除く)に対するものは前年度をもつて打切られた。

一九五三年中の対外援助額

地域	地域別援助額			種別	種別別援助額		
	一九五三年	一九五二年	差引		一九五三年	一九五二年	差引
極東	一、二七〇	八六七	四〇三	軍事贈与	四、三七一	二、六八一	一、六九〇
西欧(含ギリシヤ・トルコ)	四、五〇〇	三、七八五	七一五	非軍事贈与・借款	二、〇二九	二、三六一	三三三
中近東・アフリカ	一五九	一七七	一七	計	六、四〇一	五、〇四二	一、三五九
中 南 米	四〇〇	一二七	二七三				
非 地 域	七〇	八五	一五				
合 計	六、四〇一	五、〇四二	一、三五九				
内 借 贈	五、一六六	四、六四〇	五二六				
款 与	一、二三五	四〇二	八三三				

なお、ウォルフF・O・A長官代理二十日の発表によれば、政府は対外援助を世界の状況の変化に即応迅速且つ機動的に支出し得るよう援助費目の流用の権限を大統領に附与すると共に、全ての対外援助費を個別の機関に分割移譲することなく大統領の直轄とすること、アプロプリエーション予算の未使用残額は期限経

(4) 国別内訳は明確にされていないが、ダレス証言で五五年度対日援助として一五〇百万ドルを考慮している旨の言明があり、更に下院外交委員会十五日発表の暫定案によれば、五五会計年度相互安全保障計画案には対日約五億ドルの米軍余剰兵器及び軍需品の移譲に関する規定が含まれている。

なおスタツセン証言によれば五四会計年度末(本年六月三十日)の未使用対外援助金額は九四億ドルに上り、五五会計年度支出額は約五四億ドルと現年度とはほぼ水準と推定されている。

米商務省は十九日一九五三年中の対外援助活動の実績を発表したが、軍事援助は大幅に増大したが、経済技術援助は減少した。贈与額五、一六六百万ドル中約三億ドルは軍需品の域外買付で前年度七二百万ドルを大幅に上廻り、五三年中の域外買付契約高は一五億ドルに達し、年度末契約残高は一九億ドルと、年度末議会承認済の援助未使用残高百億ドルの五分の一に達している。

(単位 百万ドル)

過後も再度議会の承認を必要とすることなく翌年度以降も引続き使用し得ること等対外援助に伸縮性を与える法律改正を考慮中である。

国内財政面からする援助から貿易への政策転換の外、諸外国の要請に答えて、ダレス長官の自由貿易の強調、スタツセンF・O・A長官の対ソ連圍戦略物資禁

輸緩和同意の声明等、自由貿易促進の方向は明らかにされたが、過剰農産物の処理、増大する失業者を抱えた景気後退の国内経済状況から、ゴムタイヤ、鉄鋼製品等百品目に亘る商品に付いての個別的輸出許可制の廃止(四月一日)、輸出入銀行の長期輸出金融再開、過剰農産物輸出促進のための諸策の討議等、輸出促進策は真剣に取上げられている。しかしながら最近増加傾向をみせている域外買付に對しても(域外買付資金支払高五三會計年度二億ドル、五四會計年度八億ドル、五五及び五六會計年度一〇億ドルと推定)、早くも国内製造業者より反対の運動が起り、国防省が目下検討中の本年度七億ドル、明年度五億ドルの発注計画は議會での猛反対が予想される。又十五日互惠通商協定の三カ年延長及び対日互惠通商協定の締結権限を大統領に附与することを内容とするキーン法案が議會に提出されたが、同法は先月三十日大統領がランドール委員会の結論を基とし議會に送つた対外経済教書と内容を一にする関税引下権限を大統領に附与するもので、慣例として歳入委員長自からが提出する建前のところ、保護関税主義者をもつて鳴るリード委員長の拒否により、古参議員のキーン氏が代つて提出した事情もありその成行が注目される。リード委員長を始めランドール報告に對する小數派報告書を提出したシンブソン議員を擁する歳入委員会では、四月一杯社会保障法の審議が予定され、キーン法案が五月に入り審議されるとしても現行互惠通商法の期限六月十二日迄の議會通過は困難視されており、差当り前回同様互惠通商協定法の一カ年延長が認められ、キーン法案の本格的討議は次の議會に繰延べられるという見方が強い。

なお、同委員会聴聞会で将来日米通商協定交渉が行われる場合、第一に絹スカーフ、寶石の問題を提出する旨労働省國際關係局長アーナウ氏が言明したことが明らかにされたが、右は同部門における日本の賃銀水準が米国のそれを大幅に下廻り、このため米國産業が不当な不利益を蒙っていると云う理由によるもので、関税の引下げが国内の雇用及び賃銀問題に及ぼす影響を充分考慮してなされる旨の大統領対外経済教書の方針を再確認したものととして注目される。

(二) カナダ新予算の発表

六日アボット蔵相は議會に一九五四—五五年度予算を提出したが、その内容は左の如く前年度に引続き四百萬カナダ・ドルの歳入超過予算となつてゐる。

(單位 百萬ドル)

差	歳入	歳出	一九五四—五五	一九五三—五四	一九五三—五四
			年度(予算)	年度(予算)	年度(実績)
歳入	四、四六〇	四、四六二	(+)	四、四七三	(+)
歳出	四、四六四	四、四三三	(+)	一一	(+)
差	四	四	(+)	一一	(+)

右の予算編成に際しては前年度とは異なり個人所得税、法人税の減税は行わず、唯々左の如き一部消費税、売上税を中心に総額三六百萬ドルの減税がみられるに過ぎない。

- (イ) 電気器具、毛皮、其他物品に對する一五%の特別内國消費税の廃止
- (ロ) 清涼飲料、タイヤ、石油及びガス、レーンジその他広汎に亘る消費財に對する特別消費税を引下げ一〇%とする外、州政府購入に係る分については一〇%売上税の免除
- (ハ) 石油、天然ガス、その他鉱業会社の試掘費に對する免税措置の一九五七年

未迄延長

- (ニ) 加里塩、岩塩、採掘用機械の輸入税の撤廃、一九五八年七月一日迄ウラニウムに對する一五%関税賦課を停止する外、信号機その他鉄道用機械に對する関税廃止

昨年のカナダ經濟は農業部門を除き未曾有の好況であり、國民總生産は二四三億ドルと前年比一〇億ドル増、右を反映して個人所得税は一一%の減税にも拘らず前年比一%の自然増収を示したが、反面最近では失業の増大(失業率六%)、貨物輸送量の減少(前年比一〇%減)更には貿易収支の悪化(昨年は二億ドル以上の入超、一昨年は三億ドルの出超)に窺われる如く産業部門によつては漸く經濟活動低下の傾向がみられ、これに對し減税、関税引上等政府の対策を要望する声もき

かれる。

然しながら今後のカナダ経済に関する政府の見透しは極めて楽観的であり、本年は経済拡張のテンポは稍々緩慢とはなるが、然し本年後半に至れば再びその上昇が確信されるとして、当面カナダの必要とするのは能率と生産性向上なりとして政府が積極的に経済に介入する意図なきことを示唆している。従つて減税、償却、控除制拡大等の措置は全然採られていない。英紙ファイナンシャル・タイムズは右を評してカナダ今回の予算は英国のそれと同じく現状維持予算とみるべきであろうが、唯々将来の見透し、特に米国景気の動向に関してパトラード蔵相とは異なりアボット蔵相は極めて楽観的なる点を指摘、これに若干の危惧の念を表明している。

### (三) メキシコの平価切下

十七日メキシコ政府はペソの対米ドル平価を八・六五ペソから一二・五〇ペソに切下を發表、同国金融界その他に多大の衝動を齎らした(一ペソは純金〇・〇七二〇九三七瓦、一トロイオンスの金は四三七・五ペソ、一ペソは八米セント)。

切下の理由としては政府当局の説明によれば、メキシコ銀行の外貨準備二〇一百万ドル、昨年米国との協定によるペソ貨安定基金七五百万ドル、国際通貨基金における無条件買入可能額二七・五百万ドル、合計三〇〇百万ドル以上の準備を保有しているが、本年初来の貿易収支の悪化、資本逃避等による外貨準備の喪失は顕著なものがあり、ここにおいて政府は(一)不急不要品の輸入の削減、(二)輸出の振興、(三)鉱業等の窮状打開、(四)資本の海外逃避の阻止、(五)外資導入の促進、(六)観光等貿易外収入の増加を目的として為替管理制度採用に代る策として切下を選んだとしている。

従来メキシコの貿易収支は累年入超を続け、これらは観光収入、海外よりの送金等によつて相殺される状況であつた。一九五三年中の貿易収支は一九五二年中の入超一、二六九百万ペソに対し一、八五九百万ペソの入超と大幅の悪化を示し

本年一月政府は輸出税の免除、輸入税二五%の賦課によりかかる傾向の是正を圖つたが、なお一―三月合計三千万ドル以上の赤字となり、更に四月に入るや月初来の二週間に約二千万ドルの資金の海外流出をみた。ここにおいてメキシコ銀行は四月十四日全国の金融機関が法定準備額を超過して保有する金、銀、外貨資産を同行に売却方措置した後、遂に前記切下の挙に出たものである。

切下の結果消費者の買漁りの激化をみ、輸入品のみならず国産品も平均四四・五%方暴騰した。実業界では物価の値上りによる労働者生計費の上昇は賃金物価の悪循環を齎らし、延いては経済不安を惹起するものとして先行を懸念、政府もまた主食に関してはその騰貴阻止のため鋭意努力している。

この平価切下に関しては、通貨基金も承認を与えた外、スタンダード・バイ・クレディットとして今後六カ月間五〇百万ドル迄のペソによる米ドル引出権を同国政府に与えた。

切下の影響緩和を図り当局は、輸入について本年一月定められた二五%の附加税の免除品目中に、機械、設備、原材料、薬品、その他必需品を追加する一方、輸出業者が平価切下によつて不当に利得をえない様輸出に関しては従価税二五%を賦課することとなつたが、これは国内経済が新レートに應じ調整されるに従い漸次軽減されることとなつている。

何れにしてもメキシコ今回の措置はペソの減価に應じた切下というよりはむしろ将来の輸出促進を直接の目的としたものと考えられるが、反面、今回の突然の切下が、その目的の一たる外資導入に却つて逆効果を招来するに非ずやとみる向もある。

### 三、西欧諸国

#### (一) 英国——順調な国際収支と「現状維持」予算

金ドル準備は四月中に一三五百万ドルを増加し、その残高は二、八二〇百万ドルに達したが、この月中増加は金ドル準備の月別残高が公表されている一九五二年一月以来最高のもので、これはスターリング地域物資の値上り乃至季節的な事

情による収入増加の外、前月実施を見た金市場の再開と非居住者ポンドの取扱改正、並に英国市中金利が割高となつてゐる事情等によつて米國及び大陸諸國の資金が流入していることを反映したものと見られる。なお五月に決済される四月中の対EPU収支は七九百万ドルの黒字(内金ドル決済三九・五百万ドル)と一九五二年十二月以来最高の黒字を示した。右の如き情勢に加えて月末ポンド相場変動限度拡大の噂も伝えられたため、ポンド現物相場は月末二ドル八二セントの限度一杯に騰貴して英蘭銀行はポンド売操作を行つており、振替可能ポンド相場も二ドル七九セント台に上昇した。なおこの間金市場再開に當つて設けられた登録ポンドが為替管理上アメリカ勘定ポンドと略同様の取扱を受けることが明かにされ、その意義が一層大きなものとなつた。

四月中金ドル準備の増減 (単位 百万ドル)

	米國援助	対EPU	その他	計	月末残高
四月中	(+) 九	(+) 七	(+) 一九	(+) 三三	二、八二〇
前年同月中	(+) 二〇	(+) 一	(+) 七六	(+) 一〇七	一、二七三

一方証券市場も著しい活況を示してフィナンシャル・タイムズの工業株価指数は二十三日一四七・一(一九三五年七月一日一〇〇)の最高記録、又國債価格指数は同日一〇二・六七(一九二六年十月十五日一〇〇)と一九五一年中央の最高を示したが、之は企業利潤、配当率の上昇、前月末来の英蘭銀行公定歩合引下げの期待及び海外よりのホット・マネーの流入等によるものと認められ、更に金融市場においても略同様の事情から大蔵省証券入札レート、銀行引受手形割引率が遙々を低下して夫々二・〇四%、二%となり、公定歩合との開きを大きくした。

英國の三月中の貿易は前月に比較して輸出入とも著しく増加したが、輸出が前年同月を大きく上廻り、又北米向け輸出が略々前年同月の水準に回復したことが

注目されている。なお第一・四半期合計では前年に比し輸出は七%増、輸入は〇・五%増と輸出の増加が著しいが、北米向け輸出は七・五%の減少となつてゐる。

三月中貿易 (単位 百万ポンド)

	輸出・再輸出 (F.O.B)		輸入 (C.I.F)		差引入超
	輸出	再輸出	輸入	再輸入	
三月中	二五八・〇	二四・一	二九八・六	四〇・六	
前年同月中	二二三・八	二四・七	二八五・七	六一・九	

一九五三年の國際收支白書が発表されたが、年間の經常收支は上半期の結果から見ても一般に一億ポンド程度の黒字と予測されていたのに対し、之を大幅に上廻る二二五百万ポンドの黒字となつた。これは前年の黒字二五五百万ポンド、年初のバター蔵相の黒字目標三〇〇百万ポンドを下廻り、又二〇〇―二五〇百万ポンドの利益を齎したと見込まれる交易条件の好転に負うところが大きい。ドル地域、OEEC諸國に対する収支が著しく改善されたこと、海外石油会社収入、運賃、観光収入等貿易外収入が増加し、今後なおロンドン商品市場の活潑化、ポンドの信認増大から之が増加が見込まれる等の事情も認められ、本年度の國際收支に対して明るい期待が寄せられている。なおポンド残高は総額において二一三百万ポンドを増加したが、内スターリング地域が二五三百万ポンドを増加したことと(反面英國のスターリング地域に対する海外投資は一五八百万ポンドに上つた)、IMF等國際機關の保有額が日本、ブラジル、トルコ等のIMFよりのポンド買入を反映して五八百万ポンドを減少したことが注目される。エコノミスト誌(四月十日号)は各國のポンド残高三、七〇八百万ポンドに米國、カナダ等よりの借入金二〇億ポンド、及び対EPU債務二億ポンドを加えた債務総額五九億ポンドに対し、海外投資三八億ポンド、金ドル準備一〇億ポンド、合計四八億ポンドの資産しか所有していないことを指摘し、戦前の債権國の立場を回復するためには今後一層多額の黒字を達成しなければならないことを強調している。

英国の国際収支及びポンド残高の推移

(単位 百万ポンド)

地域別期末ポンド残高	経常収支内訳	国際収支		年
		輸出・再輸出 (f.o.b)	輸入 (f.o.b)	
ド 他 西 半 球 諸 国 域	ド 他 西 半 球 諸 国 域	輸出	輸入	一九五一年
その他諸国	その他諸国	貿易	純米	
OECE 諸国	OECE 諸国	引経常収支	差引	
その他非スターリング地域	その他非スターリング地域			
非スターリング地域	非スターリング地域			
英国植民地	英国植民地			
その他スターリング地域	その他スターリング地域			
スターリング地域	スターリング地域			
合計	合計			
IMF 等 国際機関	IMF 等 国際機関			
総計	総計			
				一九五二年
				上半期
				下半期
				計
				一九五三年
				計

(注) 一九五三年下半期及び年間の国際収支は暫定計数。

右の如き順調な国際収支と国内生産の上昇(第一・四半期は前年同期に比し七%増)を背景とし、又強い減税への期待の裡にパトラー蔵相は四月六日下院において予算演説を行い、「生産性、輸出、及び生産的投資を増大し、インフレーション

を発生せしめずに経済の発展を図ることが政府の目標である」が、「一九五二年の非常時予算、昨年のインセンティブ予算に続いて本年は我々の根本政策の重点と方向を變更せず之を再確認する現状維持予算(carry-on Budget)を提案す

る」と述べ、又今後歳出の削減に努力することを約するとともに、下半期において米国景気後退の影響が予期以上のものとなれば、躊躇することなく財政政策を変更し、積極的な対策をとることを明かにした上、前年度予算と殆んど変わらない新年度予算案を発表した。この予算案は当初一般に多くの失望感を与え、マンチエスター・ガーディアン・ウィークリー誌(四月八日号)も「第一印象として、この予算はケインズ卿以来米国家経済の骨組を作るといふ予算のもつ重要な意義を失われ、予算を単なる会計官の定期報告並に現状維持の提案にしてしまった感を与え、減税の希望を打挫いた許りでなく指導理念を欠如していることから失望の念を抑制できない」と述べているが、同誌は続いて「併しこれを冷静に検討するならば、蔵相の意図は米国の景気の見透しとその影響が不明確な現状において、積極的な政策の展開が極めて危険なことを考慮したものである」と述べており、又エコノミスト誌(四月十日号)は労働党前蔵相ゲイツケル氏の「刺戟の少ない予

算」(dull budget)という批評に対して「現状においては必ずしも経済に対する刺戟の必要はなく、この予算は寧ろ健全で誠実な予算である」と弁護している如く、漸次バトラー蔵相の慎重さが認められる様になり、新たに実施された投資優遇制度(新規投資額の10-20%の課税控除)の意義が高く評価されている。予算案の歳出入は次の如く、前年度実績に比して歳出総額が国防費、民政費とも増加したため、歳入面において食糧省の統制撤廃による食糧処分代金一億ポンド、所得税の自然増収六九百万ポンド等があつたにも拘らず經常収支の黒字は八四百万ポンドを減少して一〇百万ポンドとなり、資本勘定の歳出超過を含めれば総額では三九七百万ポンドの赤字と前年度実績に比し一億ポンドの赤字増加(前年度予算に比較すれば資本勘定歳出の減少から四三百万ポンドを減少)となつている。之によつて見れば歳出の削減を図り得なかつたことが大きな減税を行ひ得なかつた理由といえよう。

英国新年度予算

(単位 百万ポンド)

経常歳入	一九五四年度予算		一九五三年度		比較	
	予算	実績	対予算比	対実績比	増減	
租税	四、五三三	四、三六八	(+)	(+)	一六五	(+)
関税	二、三八四	二、三四〇	(+)	(+)	五二	(+)
自働車税	一、七八二	一、七六四	(+)	(+)	五七	(+)
その他	七七	七三	(+)	(+)	八	(+)
経常歳入	二九〇	一九一	(+)	(+)	一五二	(+)
既定歳出	四、五二三	四、二七四	(+)	(+)	二六四	(+)
国債利子	六六七	六七四	(-)	(-)	六	(-)
国債基金	五七〇	五八〇	(-)	(-)	一〇	(-)
北アイルランド関係	三六	三五	(+)	(+)	一	(+)
その他	五一	五〇	(+)	(+)	一	(+)
議定費	一〇	九	(+)	(+)	一	(+)
国防費(注)	三、八五六	三、六〇〇	(+)	(+)	二七〇	(+)
	一、五五五	一、四九七	(+)	(+)	五八	(+)

徴 民	政 政	費 費	二、二五四	二、〇四五	二、一九〇	二〇九	六四
税 税	入 入	超 超	四七	四四	四五	三	二
常 常	入 入	過 過	一〇	一〇九	九四	九九	八四
資 本	勘 定	歳 入	一九一	一四七	一八二	四四	九
資 本	勘 定	歳 出	五九八	六九六	五七三	九八	二五
内 地	方 団	体 貸	三〇〇	四〇〇	二九九	一〇〇	一
戦 戦	後 後	信 信	三六	一六	一七	二〇	一九
都 市	災 災	補 補	二八	八〇	七二	五二	四四
炭 坑	運 運	建 建	三六	三四	三〇	二	六
植 民	地 地	開 開	七	四三	四一	一六	二
資 本	勘 定	の 歳 出 超 過	四〇七	五四九	三九一	一四二	一六
資 本	勘 定	の 歳 出 超 過	三九七	四四〇	二九七	四三	一〇〇
(借入依存)							

(注) 米國軍事援助一九五三年度一二五百万ポンド、一九五四年度八五百万ポンドを差引いたもの。

歳入法案では若干の減税が図られているが減税額は四百万ポンドに止まり、又その内容は次の通りでフィナンシャル・タイムズ紙(四月七日)が「一面的措置」と評している如く専ら企業の立場を考慮したものが大部分で個人所得の増加を齎すものとしては資本勘定支出に含まれている戦後信用(ポスト・ウォー・クレジット)の支払条件が緩和された程度である。

(イ) 投資控除——工場、設備等の近代化促進を目的とし、四月六日以降の一定の設備資金支出についてはその一〇—二〇%を課税利益より控除することとした。之は昨年度復活された初年度特別償却制度に代えて実施するのであるが、その内容は次の如く初年度特別償却とは適用範囲も異つてゐるが、単なる償却の繰上でなく課税額の控除、即ち減税であることが最大の相違点であり、本年度の税収には影響しないが(減収額は投資額の如何によるが明年度四百万ポンド、平年度約一二六百万ポンドと推定される)、本予算中最も重要な措置である。なお投資控除率の方が初年度特別償却率より低い鉱業用施

設については何れか一方の利用を選択することが認められ、又投資控除の適用されない自動車、中古工場及び設備の取得については今後も初年度特別償却制度を利用することができる。

初年度特別償却控除  
適用範囲と 投資控除  
控除率と 鉱業用施設 四〇% 同 上 二〇%

工場施設・機械・自動車 二〇% 同 上 但し貸自の自動車を除く 二〇%

工業用建造物 一〇% 同 上 二〇%

研究用施設 一〇% 同 上 一〇%

(投資控除の条件)

控除の性質 償却控除

初年度の償却を多くしただけ(税  
 率)以後は償却控除が少く、  
 税負担が重くなる

控除額に税率を乗じただけ(税  
 率)は普通四七・五%であるから  
 二〇%は九・五%、一〇%は  
 四・七五%減税となり、償却  
 は別に一〇〇%認められる

1 三年以内に海外に売却乃至  
 は投資控除の適用されない使  
 途に転用又は売却された場合  
 は取消  
 2 中古施設等の取得には適用  
 されない

(四) 相続税の改正——課税控除額を引上げ、又個人及び同族会社の工場、機械設備についての税率を四五%引下げた(減税額本年度六二五千ポンド、平年度一、七五〇千ポンド)。

(五) 入場税の引下——テレビジョンの進出から業者が強く減税を訴えていた映画の入場料を〇・五—一・五ペンス(要望額の半額)、劇場、スポーツの入場料を〇・五ペンス引下げた(減税額本年度三、五〇〇千ポンド、平年度四、一〇〇千ポンド、なお映画の入場料は入場料ニシリングに対し一〇ペンス、即ち四四%となる)。

右の外国内生産者保護のためのチコリー(コーヒー代用品)の関税引上、会社再編成の際の脱税を抑制する措置、購買税の徴収方法の整備等を行ったが、実際に減税となるのは前記の三改正(減税額本年度四、二五〇千ポンド、明年度約一〇百万ポンド)のみである。なお減税ではないが資本勘定支出に関し次の二点の改正が行われ注目される。

(イ) 輸出信用保証の拡大——輸出信用保証局の保証は主として輸出業者が輸入業者に与える信用についてその九〇%までを保証し、船舶等資本財の輸出に当って銀行が輸出入業者に与える信用については殆んど保証が行われていな

かつたが、今後その八五%までを保証することとした。

(ロ) 戦後信用(ポスト・ウォー・クレジット)の支払条件緩和——戦後信用とは戦時中の税金を貯蓄証書として払戻したもので、現在の残高は五六四百万ポンドであるが、この支払は従来権利者、相続人何れも男六五歳、女六〇歳に達するまでは行われなかつたのを今後権利者が死亡した場合でもその者が生存していたならば当該年齢に達すべき筈の年に相続人に支払うこととした(本年度支払増が一九百万ポンド、平年度二百万ポンド)。

(二) フランスに於る税制改革法案の成立と自由輸入の拡大  
 経済再建十八カ月計画を中心として進められているフオール蔵相の経済政策は懸案の税制改革問題と自由輸入の拡大措置とを通じて特筆すべき発展を示した。

A 税制改革(La réforme fiscale)法案の成立

フランスに於る税制改革問題は一九五三年度予算の背景としてピネー内閣によつて提出された税制整理(Des aménagements fiscaux)法案を端緒として幾多の変遷を重ねてきたが、マイエ内閣の税制改革案を引継いだフオール蔵相の努力によつて国民議会は三月三十一日に遂にこれを可決、其後参議院に於て若干の修正を見、四月九日に至り国民議会はこの修正を容れて再度法案を通過せしめ、懸案の税制改革法案はようやく成立の運びとなつた。

改正の要点は次の通りである。

(1) 附加価値税の新設による流通税の改正

フランスに於る間接税は特定の商品に対し個々に賦課される消費税(アルコール税、葡萄酒税、サツカリン税、製粉税等)と生産者及び販売業者の行う各取引段階に課せられる流通税(taxe sur le chiffre d'affaires)とに大別され、流通税は又生産者の行う販売取引に対し、生産の最終段階に於て一回限り賦課される生産税(taxe à la production)——商品の販売に対しては取引額の一〇乃至二五%、サービスに対しては三・五乃至二二%——と販売業者の行う取引に対し転売の都度継起的に賦課される取引高税(taxe sur la transaction)——販売総額の一%——とからなり、制度的にも技術的にも極めて複雑なものとなつていた。今回の改正は流通税の制度を根本的に改め、新設の附加価値税によつて一本

化すると共に物価割高の一因となつてゐる間接税負担の軽減を企図したものと伝えられていたが、議会の修正によつて取引高税が暫定的に残されることになつた結果、生産税のみが廃止され、これに代つて附加価値税の徴収が決定されるに至つた。商品に対する附加価値税の標準税率は一六・八五%、特定の原材料等に対する軽減税率は七・五%と定められ、サービスの提供に対しては五・八%の税率が適用されることになり、いずれも七月一日から実施される予定であるが、他方明年七月一日からは取引高税を廃止し、附加価値税の適用範囲を拡大すべきことが規定されており、政府は本年末迄に当該法案を複製し、議会に提出するものと見られている。尚事業投資に対し附加価値税減免の途が開かれていることは経済の拡張を企図するフォール蔵相の政策とも関連して注目し値する点と言わねばならない。

## (2) 所得税の改正——個人所得税の軽減と法人税率の引上

### イ、個人所得に対する累進附加税の基礎控除額引上

フランスの個人所得税は①一律に一八%の比例税率が適用される所の普通所得税と②一定の控除額を上廻る高額所得に対して累進税率の適用を規定した附加税とからなるが、今回の改正は附加税の控除額を一八万フランから二二万フランに引上げることが主眼とし、又扶養義務者一名をもつ者に対しては四四万フラン迄を免税とし、七〇万フラン迄に一〇%の税率を適用する等若干の税率変更をも規定している。一方、課税所得は各種の所得について総合的に算定されることになつてゐるが、賃銀、俸給、年金、恩給等の所得に対しては、従来から一〇%の特別控除が認められてきたのに対し、今回の改正により附加税の課税についてのみに更に一〇%の所得控除が適用されることになつた外、生命保険の保険金収入に対しては二〇万フラン(子供一人につき更に四万フランの増額)の控除が行われる様になつた。この改正によつてフランスの賃銀労働者はその三分の二が附加税を免除されることになると言われているが、低額所得者の実質賃銀を引上げ、名目賃銀の上昇を回避しつつ経済規模の拡大を図らんとするフォール蔵相の経済政策にとつては、税制面からの裏付け策ともなるものである。個人所得税の軽減は今迄税制改革の中心点の一つとして重要な意義をもつものと考えられている。尚こ

の改正は一九五三年の所得に対して最初の適用を見ることが予想される。

### ロ、法人税率の引上

一方法人税については、三四%の現行税率が三六%に引上げられ、一九五三年度の事業収益から新税率が適用されることになつた外従来免税となつていた諸経費の一部に対しても一〇%の課税が行われる等個人所得税の軽減による税収の減少をカバーする為に若干の増税が実施されることになつてゐる。

### (3) 貯蓄推進の為の税法上の優遇

一九五四年以降、貯蓄に向けられた所得部分に対しては個人所得税附加税の軽減が認められ、政府は所要の措置を講ずる権限を与えられることになつたが、貯蓄に対する優遇の原則が明確に規定されたことは第二次近代化計画の所要資金が主として民間に求めざるを得ないと見られてゐる現在、今次税制改革に於て特に注目を要する所である。就中、住宅購入の為の年賦償還金乃至は借入金に対する分割返済資金が右の貯蓄と見なされてゐること、及び住宅等の売買について不動産移転税等が二五〇万フラン迄免税、五〇〇万フラン迄は五〇%の税額控除が認められてゐることは、近代化計画並びにこれと一体をなす一八カ月計画に於て住宅建築の占める役割の重要性を反映したものと考えられる。

要するに今回の税制改革は多くの点から見て不完全なものと言わねばならず、予算に与える影響も明らかではないが、その欠陥がどこにあるにもせよ、懸案がようやく解決されたことは大きな成功であり、フォール蔵相の掲げる経済再建計画の性格を反映したものと見て今後の成果が期待されている。

### B 自由輸入の拡大と特別臨時補償税の新設

昨年末以来国内の関心を集めていたもう一つの問題はOEEC諸国に対する自由輸入の拡大に関するものであつたが、四月九日の政府の決定により自由輸入率は現行の一八%から一挙に五三%に引上げられることになつた外、十一月一日迄に更に一二%の拡大を行い、六五% (いずれも一九四八年の民間輸入総額を基準とする) の自由輸入を達成することが予定されている。今回の拡大によつて新に自由化される輸入品目は原棉、原毛、硫黄、鉛、アンモニア、カーバイド等の工業用原材料から繊維製品、皮革製品、電気機具等の完成品に至る広範囲なもので

ある丈に、EPU収支が尚赤字を示している現在、貿易収支に及ぼす影響には樂觀を許さないものがあり、国際的な競争力に乏しい国内産業を圧迫する危険も大きいわけである。

尤も今回の決定によれば、原材料六八%、農産物及び完成品については各々四八%、合計五三%と自由輸入率拡大の程度は各商品のカテゴリーにより相当の開きがあり、しかも原材料輸入は許可制の下に於ても削減不可能なものが多かった丈に、自由化による輸入の増大はさして顧慮する必要はないとも見られているが、問題は農産物及び完成品輸入の自由化拡大にある。特に国内産業との関係に於て問題となつた綿糸(十八番手から四十番手迄)、電球はいずれも今回の拡大措置からは除外されるに至つたが、農産物及び完成品についても新に自由輸入の對象となつたものはすべて新設の特別臨時補償税 (taxe spéciale provisoire de compensation) が課せられることになつた。この税は内外商品間の価格差を補填して国内産業を保護する為に設けられたものであり、これにより当該輸入品に對しては相手方輸出国の如何を問わず、輸入価格の一〇—一五%に相当する輸入税が関税の賦課に先立つて徴収されるわけである。

特別臨時補償税の新設については、OEEC諸国の批判並びにガットとの関係に若干の懸念が抱かれていたが、①昨秋に於るOEEC理事会の要請に従つてフランスが自由輸入の拡大に最大の努力をつくしたこと、②ベルギー、オランダ等にも同種の輸入税があること、③フランスの関税中にはガットの標準税率を下廻るものが少くないこと等の理由から関係方面の了解を得ることも困難ではないと見られており、年間税収(予想)五〇—一〇〇億フランは次の三項目に支出されることが予定されている。

- ①自由輸入の拡大によつて脅威をうける諸産業の設備資金貸付、②一部原材料

最近の地域別貿易収支

輸 入	ドル 地 域	ポ ン ド 地 域	OEEC 地 域 (除ポンド地域)	其 他	合 計
前 年 同 月	一三、八八九 (一五、二七〇)	三三、五一五 (四一、九九四)	三三、三八四 (二九、六六六)	一六、〇四九 (一五、四三六)	九三、八三七 (一〇二、三六六)

(単位 百万フラン)

の輸入品に對する価格差を補填する為の補給金支出、③一部企業の転廢業に伴う労働力の移転を円滑ならしめる為の支出。

以上によつて明らかなる如く自由輸入の拡大に伴う一連の措置は、いずれも極端な保護政策になれた国内産業を国際競争に直面させることによつて硬直したフランス経済に清新の氣を注入し、不良企業の淘汰によつて設備の近代化とフランス経済の健全化とを推進することを企図したものであり、経済再建十八ヵ月計画、設備近代化計画と共通の基礎に立つものといわれている。フランス経済が極端な混乱を回避しつつ右の如き立直しを行うことが出来るか否か、今後の推移には多大の関心が寄せられており、特に旧式な過剰設備をかゝえた綿業の問題は益々深刻化するものと見られている。尚最近の主要経済指標は次の如くである。

卸売物価指数(一九四九年=一〇〇) 小売物価指数( )	三月末現在		四月中収	
	二月	三月	三月末現在 累積債務	四月中収 累積債務
	一三七・八	一三六・三	九四三・八	(一)二六・一
	一四四・一	一四三・六		九六九・九

  

対 E P U 収支(単位百万ドル)	三月末現在		四月中収	
	三月三十日	四月九日	四月二十日	四月三十日
対ドル紙幣開相場 (単位フラン)	三六六	三六四	三六二	三五九
二〇フラン・ナポレオン金 貨相場	二、六八〇	二、六八〇	二、六八〇	二、六八〇

輸出 前年同月	三 月	六、三八六 (八、二三〇)	一、二、四四四 (一三、三三二)	四一、六七〇 (三七、三六七)	一五、七一六 (一三、九九七)	七六、二一六 (七二、九二五)
入出超	三月	(-) 七、五〇三 (-) 七、〇四〇	(-) 二〇、〇七一 (-) 二八、六六三	(+) 一〇、二八六 (+) 七、七〇二	(-) 三、三三三 (-) 一、四三九	(-) 一七、六二一 (-) 二九、四四一

一九五四年第一・四半期の貿易収支

(単位 百万フラン)

輸入	前年同月	三 月	三九、八六一 (四六、八七三)	一〇七、二七六 (一一〇、五八六)	OECE地域 (除ポンド地域)	九六、五九〇 (九六、二四六)	四七、九九〇 (四三、〇二二)	二九一、七一八 (二九六、七二七)
輸出	前年同月	三月	二一、六八七 (二三、四一〇)	三七、五七三 (三九、〇五七)	OECE地域 (除ポンド地域)	一二七、四〇二 (一一三、六一九)	四七、八五一 (三九、一六八)	一三四、五一一 (一一五、二五四)
入出超	前年同月	三月	(-) 一八、一七五 (-) 二三、四六三)	(-) 六九、七〇三 (-) 七二、五二九)	(+) 三〇、八一二 (+) 一七、三七三)	(-) 一三九 (-) 三、八五四)	(-) 五七、二〇五 (-) 八二、四七三)	

(三) 西ドイツに於る為替管理の緩和と自由ドル、清算ドルの統合

四月の西ドイツの貿易は、輸出一、六六二百万マルク(三月は一、九三二百万マルク)、輸入一、四七二百万マルク(三月は一、五八五百万マルク)と輸出入共前月を下廻つたが、なお一九〇百万マルクの出超を続け、殊に依然たるEPU地域に対する輸出の好調から、EPUに対する累積債権額は一、〇三四百万ドルに達した。EPUに対する西ドイツの債権累積に関しては、五月五日のOECE理事會を控えて、英国などEPU債務国から西ドイツの従前の債務償還の促進、輸入自由化の枠拡大、輸入の増加が要請せられ、レンダー・バンク及び経済省もその対策を考案中であつたが、四月八日レンダー・バンクは封鎖マルクの振替制限を大幅に緩和する新たな指令を発した。それによれば、一九五四年三月三十一日現在、西ドイツの銀行に保有されている封鎖マルクは、それが当初から現債権者の所有していた場合(オリジナル封鎖マルク—originären spermark)であると見做され、又他の債権者から取得した場合(erworbenen spermark)であると見做され、証券その他に投資されている場合を除き、債権者の請求によつて、EPU諸

国及び清算勘定諸国に対して、その額及び債権者の住所の如何に拘らず振替えうる様になつた。この指令によつて三月三十一日に於る封鎖マルク残高は(1)EPU地域又は清算勘定国に振替えること、(2)制限付き交換ドイツ・マルク勘定に振込むこと、(3)レンダー・バンクの定める一般的な規程に従つてドイツ国内に於ける諸用途に使用することが認められることになつた。今般の措置において注目される点は、従来の封鎖マルクに対する為替管理の緩和が、オリジナル封鎖マルクについてのみ該当し、且つその額にも制限があつた上に、送金先が債権者の居住地に限られていたものを、今回は一歩を進めて取得マルクを含めると共に金額の制限は廃止され、更に債権者の居住地に無関係に送金を認めることにしたことである。制限緩和の対象になる三月三十一日における封鎖マルク残高は、オリジナル封鎖マルク四七五百万マルク、取得封鎖マルク三〇〇百万マルクで、総額は七七五百万マルクと推定されている。この中約五億マルクがEPU諸国の所有者に、又約二五〇百万マルクがアメリカの所有者に、残余の三〇〇百万マルクがイスラエ

右約八億マルクに及ぶ封鎖マルクが一時に西ドイツから流出する場合には、西ドイツの經濟に与える影響は輕視し得ないものがあると思われるが、西ドイツの専門家は今般の封鎖マルクの振替制限の緩和が西ドイツの債権累積額に与える影響を正確に測定することは困難であるとしており、ただ①今般解除される封鎖マルクはEPU地域を含む清算諸国に対してのみ振替え可能であり、現在のマルクの地位から考えてドル地域の封鎖マルク所有者が封鎖マルクを振替える可能性は少い。②EPU諸国の所有者に属する封鎖マルクの中、一八〇百万マルクはスイスの所有者に属しており、スイスにおいてはドイツからの振替えを緊急な場合に限つて認めている上、投資の機会、利潤も西ドイツに劣るので、この部分の流出の可能性は乏しい。③EPUの債権国即ちスイス、ベルギー、オランダ等にとつては累積債権を増加することは無意味である。④個々の封鎖マルクの所有者にとつても封鎖マルクを本国に送金することは税金その他の考慮から必ずしも有利ではない。⑤封鎖マルクの相当部分は既に証券その他に投資されていて今般の措置の適用を受け得ない。⑥従つて今回の措置によつて最も有利となる場合は、EPUの債務国たるイギリス、フランス等がチューリッヒ、ニューヨーク等の自由市場において封鎖マルクを、自由マルクより安価に取得してドルを使用することなくEPUの債務を減少し得る場合ということになる等の理由を挙げ、結局封鎖マルクの流出増加は相対的なものに止り、その額も一億マルクを出ないものと推測している。

封鎖マルクの振替制限緩和の発表によつて、チューリッヒの自由市場に於る封鎖マルクの相場は四月八日の一〇〇マルク対九三・七五スイス・フランから、十二日には九八・六五スイス・フラン迄騰貴した(平価は一〇〇マルク、一〇四スイス・フラン)。

この封鎖マルクの制限緩和についてフランクフルト・ノイエプレスは、この指令は西ドイツが為替制限を廃止する過程における重要な指令であるが、これは飽く迄も第一歩であり、封鎖マルクの完全な廃止こそ為替制限の廃止に通ずるものであることを強調しており、又西ドイツの貨幣専門家は完全な交換性の回復は一挙に達成されるのではなく、この様な技術的な措置を通じて徐々に達成される

ものであることを述べて今回の措置を高く評価している。

又四月十二日レンダー・バンクの指令によつて、五月三日以降ブラジルを除く清算諸国との取引において生じた清算ドルが為替市場に上場され、米ドルと同様に取扱われると共に、単一化されたドル相場はフランクフルトの市場相場に拠つて公表せられることとなつた(ブラジルについてはスウイニング超過額が決済された後、清算ドルの単一化が行われる)。これに伴い従来一ドル四・一九五マルクから四・二〇五マルクの範囲で変動することを認められていたドル相場は、五月三日以降従来公表の中値四・二〇マルクから上下一%の幅即ち、一ドル四・一六マルクから四・二四マルクの範囲で変動を認められることとなつた。同時にドイツの為替銀行勘定もドルについて従来の米ドル、清算ドルの二勘定建からドル勘定一本となり、この勘定を通じて、すべての清算勘定国との取引、及びドルで決済される限りその他の国との取引の決済が行われ得ることとなり、外国為替銀行の業務取扱は非常に簡素化された。しかしながら本措置は全く手続上のものであつて、為替管理法上の制約は存在しており、ドルと清算ドルとの交換性の回復を意味するものでないことは注意しなくてはならない。

二月並びに三月中西ドイツの生産活動は頗る振い、特に生産財部門は著しい活況を見せた。右は經濟省の報告に依れば、政府のデフレ的財政政策にも拘らず輸出の活況が商況を刺激した上、東西貿易、冬季明けの建築活動、税制改革等に対する期待を背景とする工業及び製造業の在庫の増加が異常な商況の活況を生んだものとされている。投資財産業では車輛、建築用材、機械、船舶の増産が著しく、特に建築業は建築費の若干の下落にも拘らず第一・四半期には前年同期を二七%方上廻り、これらの建築活動に伴う支出増加によつて財政は二月に過去八カ月来始めて二億マルクの赤字を示した。經濟全般を通じて価格は堅調を持し、海外よりの受注量も増加の傾向にあるため、生産活動の活況は依然持続するものと期待されているが、消費財の在庫は増加しており、政府支出の増加と個人消費上昇の必要が叫ばれている。

又ドイツ労働組合内に労働時間を週四十時間に短縮せんとする動きが見られるが、経営者側はこれに反対しており、又労働組合内部にもこれに批判的な声もあ

つて、今後の成行が注目されている。

四、共産圏諸国

(一) ソ連の一九五四年度予算

マレンコフ政権二度目の予算である一九五四年度ソ連国家予算案は二十一日ズヴェレフ財務相により、最高会議(二十日から開催)の連邦および民族会議の合同会議に提出された。その後右予算案は同連邦、民族両会議の予算委員会により若干の修正を加えられ、二十六日連邦、民族両会議に於て満場一致可決された。右によれば歳出は前年度に比し、三三三億ルーブルを増加して五、六二八億ルーブル(約一、四〇七億ドル)、歳入は前年度に比し二八三億ルーブルを増加し、五、七二五億ルーブル(一、四三二億ドル)、差引歳入超過九七億ルーブルと戦後最大の予算となつた。

本年度予算において注目される点は本年度予算案が従来の重工業発展政策と並んで農業の全面的発展と消費財の増産を図つたこと、即ち昨年マレンコフ政権登場以来実施されてきた諸緩和政策並びに消費財増産措置をさらに積極的に進めんとしていることであり、また国防費の大幅な削減を実施したことであろう。まず歳出予算中国民経済費を見るに、本年度国民経済費は前年度の一、九二五億ルーブルに対し、二、一六三億ルーブルと二三八億ルーブルの増大に当る。もつとも産業資金を見る場合右の外各企業の自己資金による投資を見なければならぬが、本年度国民経済計画に基づく各企業による自己投資分は一、一〇四億ルーブルと予定され、昨年の九八〇億ルーブルに比し一二七億ルーブルの増大である。結局企業の自己資金分を含めた国民経済費総額は三、二六七億ルーブルに上り、前年度の二、九〇五億ルーブルに比し三六二億ルーブルの増大となつている。うち重工業投資は九〇〇億ルーブル、前年の八〇〇億ルーブルに比し、一〇〇億ルーブル増、農業費は七四五億ルーブルで前年度の五三五億ルーブルに比し、二一〇億ルーブル増となつており、食料品工業及び軽工業への投資は一九五二年の約二倍、一四〇億ルーブルの支出が予定されているが、これは消費財生産については五カ年計画が四カ年で達成されることを意味するものとされている。

教育、保健、体育、社会保険、住宅建設等に対する社会文化費についても本年

度においては、四一四億ルーブルを予定され、前年度の一、二九八億ルーブルに比し、一一六億ルーブルの増加で、特に住宅建設費は一九五三年の二五・五%増を見込まれており、政府の住宅建設に対する配慮を示している。

次に国防費は一、〇〇三億ルーブル、総額に占める比率も一七・八%と前年度の一、一〇二億ルーブル、同二〇・八%に比し大幅の減少を示している。もつとも国防費が実質的にも減少を示しているかどうかについては「その他支出」が本年度においても増加している関係上疑問とされているが、国内における消費財増産措置、国際情勢における緊張緩和の傾向と関連して一応注目される。

歳入面を見ると、国营企業からの収益税、その他収入の増加により総額として前年度の五、四四二億ルーブルに対し本年度は五、七二五億ルーブルと二八三億ルーブルの増加を示しているが、一方国民諸税及び国債収入等の国民の直接の財政負担が若干軽減されていることは昨年に引続き本年においても生活水準向上のための諸緩和政策が実施されることを意味するものとして注目されている。取引税については一日から食料品及び消費財等の物価引下(主として取引税の引下による)が実施されたにかかわらず別表の如く本年において六七億ルーブルの減少に止つたのは消費財の増産による商品販売量の増大に基づくものであり、収益税収入の増加は引続く国营企業の収益性の上昇に伴うものとされている。

一九五三年及び一九五四年度国家予算

(単位 億ルーブル)

歳出総額	一九五三年		一九五四年		対前年度増減
	金額	総額に占める割合	金額	総額に占める割合	
歳入総額	五、四四二	一〇〇%	五、七二五	一〇〇%	(+) 二八三
内取引税	二、四一〇	四四・二	二、三四三	四〇・九	(-) 六七
収益税	八〇七	一四・八	九二八	一六・二	(+) 一一一
国民諸税	四六一	八・五	四五七	八・〇	(-) 四
その他	九八二	三・一	一六四	二・九	(-) 三
その他	五、三〇五	一〇〇%	五、六二八	一〇〇%	(+) 三二三

内国民経済費	一、九二五	三六・三	一一、一六三	三八・四	(+) 一三・八
社会文化費	一、二九八	二四・五	一、四一四	二五・一	(+) 一一・六
国防費	一、一〇二	二〇・八	一、〇〇三	一七・八	(-) 九九
行政費	一四三	二・七	一〇七	一・九	(-) 三六
国債費	九七	一・八	一〇五	一・九	(+) 八
その他	七四〇	一三・九	八三六	一四・九	(+) 九六
歳入超過	一三七		九七		(-) 四六

(二) 中共経済最近の動向

国家統計局の明らかにしたところによれば、中央五工業部（鉄鋼及び化学工業を含んだ重工業部、第一機械工業部、石炭、電力及び石油を含んだ燃料工業部、紡織工業部及び軽工業部）の本年一―三ヶ月期における生産実績は最低で四・七％、最高で八・九％方生産計画を上廻っており、昨年同期に比較すれば平均三四・八％の増加を示した。

また本年一月から公募を開始した「一九五四年国家経済建設公債」は三月二十四日に至り、応募額六、四二五、三三〇百万元と発行予定額六兆元を突破したと発表された。

一方中央貿易部は昨年中の物価動向について次のような注目すべき発表を行った。すなわち上海、天津、武漢、広州、重慶、西安、瀋陽の七大都市における昨年中の卸売物価指数は五二年十二月に比し〇・六％の微騰にすぎず、月別では最高の一、二月が一〇〇・七％、最低の六、七月が九九・八％と極めて安定しており、一九五〇年三月を一〇〇とすれば、昨年十二月は九一・七％となつた。さらにその内容についてみれば、工業製品の価格は一般に下落し、例えば綿布は二回の引下げによつて四・四七％の下落となつたが、この引下げは生産コストの減少と国営貿易による営業費用の低減によりもたらされたものであり、また農工品価格のシエーレについても食糧品価格の引上による昨年中一回の調整が行われたと述べている。しかしながらこれら指数の作成方法は明らかにされていないので、これがどの程度に実勢を現しているか疑問なきを得ず、特に右発表が農工品価格シエーレの縮小によつて農民の生活水準の向上していることを強調しているが、

去る三月中旬には再び農民の都市流入防止措置を指令している点からみるも、農民の生活苦による離村傾向は解消されていないと思われる。

対外関係においては最近ブルガリヤ、東独、蒙古、ビルマとの間に相ついで貿易協定を締結したが、通例のことではあるが、貿易額については明らかにされなかつた。協定の内容は次の通りである。

(1) 中共、ブルガリヤ貿易支払協定(三月二十五日ソフィアにて調印) ブルガリヤから機械、化学品、肥料、医療品等を輸入、中共から有色金属、綿花、茶、石綿等を輸出

(2) 中共、東独貿易支払協定(三月三十日ベルリンにて調印) 東独から工作機械、クレーン、浚渫機、トラクタ、ボールベアリング、自転車、レントゲン機械、化学品、肥料、写真材料、楽器等を輸入、中共は鉱物、羊毛、生糸、毛皮、果物等を輸出

(3) 中蒙バーター貿易議定書(四月七日ウランバートルで調印) 蒙古からは畜類、毛皮、その他畜産物を輸入、中共から緞子、皮革製品、乾燥果実、果物を輸出

(4) 中共、ビルマ貿易協定(四月二十二日北京で調印) ビルマから米、鉱物、綿花を輸入、中共は軽工業品、茶、石炭、紙、農具、陶器、煙草を輸出

五、東亜及び東南アジア諸国

(一) 一般情勢

デインペンフーの確保が殆ど絶望視され、インドシナ戦局が一段と重大化するに伴い、仏国には停戦を要望する気運が高まり、同国政府は二十七日ヴェトナムとの間に独立条約の調印を了し、休戦交渉態勢の整備を図つた。この間安易な妥協の結果インドシナを喪失した場合には東南亜の共産化は阻止し得なくなるものとして武力制圧を主張する米国は上旬関係自由諸国一〇カ国による対共統一戦線結成を呼びかけたが、これに対しては英国が消極的態度を示し、遂に米英仏三国の足並揃いの儘、二十六日ジュネーブ極東平和会議の開会を見るに至つた。同会議においては当初朝鮮問題が討議されたが、これに関しては自由、共産両国の主張が依然対立し、事態の進展を見ることなく更月した。しかしながらイ

インドシナ問題に関しては、月中インド首相が即時停戦交渉、米英中ソの不介入協定等の諸提案を相次いで発表、更に二十八日からロンボにおいて開始された東南亜首相会議も、参加国がパキスタンを除いては、インド、セイロン、ビルマ及びインドネシアと何れも比較的米国の影響を受けることが少ない国家で構成されている関係上、当然平和的解決を提唱するものと予想されて、これらの影響も無視し得ない上、米国の強硬方針も容易に与国の同調を得難いものと見られていることから、共産側の出方如何によつてはジュネーブ会議において休戦の話し合が成立することもありうるとの見方も行われている。

前月十一日ロンドン市場においてRSS一号現物一ポンド当り一五シリングと四年來の安値を示したゴム相場はその後消費者筋の在庫補充活性化、米国における人造ゴム使用率の低下等を反映して反撥、月末には二二シリングと半年振りの高値を示すに至り、他方錫価格はインドシナ戦局重大化の報道から八日のロンドン市場において前日比四〇ポンドの急騰を見て現物一トン八一〇ポンドを示したものの、消費国の豊富な戦略貯蔵はかゝる異常高値の持続を許さず翌日には忽ち反落、爾後大きな変動なく略々前月末並の相場(同七二七ポンド)で越月、総じて輸原料市況は前月に引続き安定感を増しつつある。食糧貿易に関しては前月印緬米穀協定が成立、ビルマの価格引下げによる輸出不振打開策が漸次奏効しつつあるのが注目された。この外インド中共間にチベット通商協定が妥結、ビルマ、中共間貿易協定の成立等中立政策を標榜する諸国の共産圏との交易確保の動きが目立ち、他方インドネシアが国際通貨基金及び国際復興開発銀行に加盟し、セイロンが初めてロンドン市場において五百万ポンドの国債公募に成功する等開發資金調達の見方も見られた。

我国を巡る動向としては対比賠償に関して十五日予備協定が調印され、下旬には正式交渉が開始されたものゝ上院の反対から交渉中絶を余儀なくされることとなつた。又韓国はFOA資金による買付にも我国を除外する措置を採り、インドネシアにおいても我国商社駐在員の入国拒否が伝えられる等兩國の対日態度は依然軟化せず、今後の成行が注目されている。

## (二) 韓国の対日輸入禁止問題

海外經濟調査(下) 昭和二十九年四月

去る三月二十日突如として政府保有外貨による対日輸入の停止を断行した韓国政府は、今回さらに対日輸入の制限を米国の援助資金による物資の買付にまで及ぼすにいたつた。すなわち五日同政府はFOA資金による民需用物資購買規定に基づく国際入札に関する既公告分すべての期日を変更し、これが買付地域から日本を除外する旨公告するとともに、すでに去る三月末に行われたFOA資金による綿布一、六〇〇千ドルの国際入札を流札と発表、しかもその後実施された再入札には日本を参加せしめなかつた。

かゝる韓国の措置は日韓兩國の貿易業界に大きな衝動を与えたが、安商工部長官は八日声明を発表、韓国政府が対日輸入を制限した理由は日本政府が韓国の輸出品に不当な圧迫を加えているためで、過去一年間において韓国が協定額を上廻る六五百万ドルの物資を輸入したのに拘らず、日本の輸入は八百万ドルに止まっていると声明した。右安長官の非難が具体的に何を指すかは明らかでないが、今回の如くいわば国際信義を踏み躪つてまでも日本品を締め出そうという挙に出でた根拠としては些か薄弱なようにも思われ、一部には五月二十日に予定される国会議員の総選挙に対する宣伝効果を狙つたものであるという穿つた観測も行われている。

もつとも右の禁輸措置は十三日にいたつて若干の緩和をみることになつた。すなわち商工部はこの日、今後は対日輸出によつて獲得した外貨の範囲内で日本からの輸入を許可する方針であると発表、同時に差し当つてこの第一・四半期には二、五二四千ドルの輸入を認めることを明らかにした。

一方消息筋によれば十九日FOA本部から駐韓ウッド使節団に対し、FOA資金による物資の買付地域から日本を除外したことを理由に、支払約定書の発行を保留する旨の通知が到着したといわれる。この支払約定書は信用状の開設に先立ち駐韓使節団の通知によりFOA本部が発行する権限を有しており、この発行が行われない限り信用状の開設は事実上できないわけであるが、韓国政府はFOA資金による物資買付の主導権は援助協定によつて韓国側に賦与されていると主張、右FOA本部の措置は韓国の権利を侵害するものであると非公式に非難しており、目下韓国政府と使節団との間に折衝が行われている模様である。

(三) 台湾の經濟四カ年計画の概要と綿糸布、石炭の輸出奨励策

一、十日開かれた行政院經濟安定委員會席上尹委員は、國府が昨年来実施している經濟自立四カ年計画中の工業計画について次のような要旨の報告を行った。

(1) 計画策定の原則——(イ)重点主義を採用すること、但し各種工業の平衡的發展に留意すること、(ロ)生産増加の目標は内外の需要を勘考して決定すること、(ハ)既存の設備及び省内の原料を充分活用し、投資負担の軽減、外貨の節約をはかること、(ニ)生産の拡充と改良とを併行させること。

(2) 重点部門と達成目標——電力二、四四四キロワット時、石炭三、一六〇千トン、アルミニウム八千トン、石油一、一九〇千ガロン、塩三六〇千トン、綿糸一二八千梱、紙三六千トン、セメント六〇〇千トン、パインアップル罐詰六五〇千箱、砂糖七〇〇千トン、ソーダー二千トン、その他新製品としてはスフ糸二、二〇〇トン、人造ゴム一千トン。

(3) 投資額——米貨一八、九〇二千ドル(公定相場で一、八五四百万元)及び台湾通貨一、七七一百万元で、四年間の總生産額は二七、六三八百万元と予定されるので年々の投資は年々の生産額の二三%にすぎない。

また二十三日建設庁建設工作検討會議に列席した經濟安定委員會の錢執行秘書は右經濟四カ年計画につき説明を行い、この計画は米國の經濟援助を活用し、台湾經濟自立の達成を目的としており、農業においては米及び砂糖の増産を行い、これが輸出の増進によつて年間一六〇百万ドルの外貨収入を獲得、他面工業生産の發展によつて米國の援助額を含めて二億ドルに上る輸入額を一六〇百万ドルの範囲内に引下げ、且つ産業の發展に伴う税収の自然増加によつて財政の均衡を維持する狙いであることを明らかにした。

二、次に台湾では昨年来綿糸布の在庫が激増を示し、最近四〇工場が休業に入り、一二八工場が操短を実施するにいたつたので、國府は同業公會の強い要望もありかねて検討中であつた「紡織品輸出辦法」を三月末公布、本月一日より実施することになつた。同辦法によれば(イ)輸出によつて得た外貨の二八%は台湾銀行に売却しなければならないが、その他の七二%は原綿の購入に使用するほか余剰あれば許可物資の輸入に当てることができ、(ロ)しかも原綿の輸入税は輸出の際に返

還されるのみならず、(ハ)輸出業者は台湾銀行より最長六カ月、月利九厘の融資を仰ぐことができる。これによつて綿業界の危機の回避が一応可能となつたわけであるが、自由使用部分が輸出額の七二%では原綿の購入に手一杯で他の物資を輸入する妙味は事実上乏しいとみられ、また従来輸出が伸長しないのみか寧ろ若干の輸入すらみられたのはコスト高に起因している点を指摘、國際競争激甚の折からその効果を疑問視する向が少くない。

一方右のような綿糸布の輸出辦法の制定に刺戟され、石炭公會では輸出推進委員會を組織し種々陳情を行つていたが、当局は差し当り六カ月間を限つて石炭の輸出に対しても優遇措置を講ずることに決定、二十九日これが実施に関する手続規定を発表した。それによれば炭鉱業者をもつて組織する連合組織たる「業連」が輸出の全責任を負うものとし、各業者は輸出額の七二%を「業連」に預託、その二〇%を石炭生産に必要な機械を輸入するのに当てなければならないが、残余の八〇%については輸入外貨初審委員會の許可を得て他の物資を輸入し得ることとなつている。なおこれより先台湾省政府は不需要期対策として四月以降毎月十三万トンを超えない政府買上げを行うことを発表しており、輸出可能量は月三万トン程度に止まるものとみられ、今回の措置は輸出振興そのものよりも業者の救済策ともいえるようである。

#### (四) 香港貿易の衰退とその影響

昨年来減退の一途を辿つている香港の貿易は本年二月ついに輸入二二九百万香港ドル、輸出一七六百万香港ドルと一九四九年七月以来の月額最低記録に落ち、三月には輸入二八五百万香港ドル、輸出二〇五百万香港ドルと若干の恢復を示したものの、昨年同月に比すればなお著しい減少であり、一—三月期の貿易額においても輸入七八四百万香港ドル、輸出五八二百万香港ドルと昨年同期よりもそれぞれ三〇四百万香港ドル、一九三百万香港ドルの激減となつた。

このような貿易の衰退により同地における商業資金は活動の余地が著しく狭まつているばかりでなく、仏印等からの資金の逃避流入もあり、最近これら資金の排け口として株式市場あるいは土地等の投機に流入しつゝあることが指摘されている。すなわち香港証券交易所の統計によれば三月中の株式等の取引高は二三百

万香港ドルで、前月比四百万香港ドルの増加となり、昨年同月に比し一五百万香港ドルの激増を示し、また一―三月期の取引高累計では六一百万香港ドルに達し昨年中の累計一五〇百万香港ドルの四〇%に上るといふ活況を呈した。他方土地に対する投機風潮が強まっているため地価は異常なる騰勢を示し、例えば繁華街の青山道附近では僅か半月の間に二割方の上昇となつたと伝えられる。

元來香港における貿易の縮小は中共の原産地直接輸入方針及び東南アジア諸国の輸入制限ないし中継貿易排除措置等によつてもたらされたこというまでもないが、根本的には当地貿易の大宗である対中共貿易が自由諸国の中共に對する戦略物資の禁輸政策によつて激減したことに起因するものとして同地業界ではその緩和を切望する声が増強されている。

#### (四) フイリピンの賠償交渉の進展

一九五一年九月サンフランシスコ平和条約に調印してから日比外交関係は五三年三月の沈船引揚に關する中間賠償協定締結以外にはさして進展せず、フイリピン上院による平和条約批准も、五三年秋に岡崎外相が東南アジア訪問の際提示した総額二五〇百万ドル、期間一五カ年賠償案に對して総額及び期間を中心とする不満と議會内の与野党勢力の不均衡によつて遷延されてきたが、五三年に行われた選挙の結果同年末にマグサイサイ現大統領が与党ナシヨナリスタ党優勢の議會勢力の下に大統領に就任し、対日外交関係の早期回復をその施政方針の一つとした關係で、五月末のフイリピン議會の閉会を前に総額四億ドル、期間一〇乃至二〇年の賠償案で四月十五日には日本側大野駐比公使とフイリピン側ガルシヤ外相との間に予備協定の成立をみた。右は日本側の支払負担額とフイリピン側の要求額とを調整の上平和条約の賠償条項に基き作成されたもので、日本側負担は四億ドル相当の円價格以内で資本財の生産、原材料の加工、沈船引揚その他の役務を提供し、これによつてフイリピンが得る経済的価値の評価額が一〇億ドルを下らないこと及び支払期間は十カ年で、一方の要求により更に十カ年延長しうることを主とした内容であり、具体的に前記沈船引揚のほか、灌漑その他による米作地の拡張、鉱山、森林資源の開発、水力発電所の増設、運輸関係施設の改良、官庁街の建設等を含むものであつた。

両国政府間で予備協定の締結を見たため、賠償交渉ひいては国交恢復への曙光を前途に見出した。ところが十七日ガルシヤ外相がジュネーブ會議に出発後、日本の賠償案に当初から不満であつたナシヨナリスタ党のレクト上院議員が中心となつてシテイズン党のタニヤダ上院議員首めデモクラット、リベラル両党の有志と共に賠償案反對に關する四党合同會議を開催して予備協定の完全廃棄と資本財及び役務並びに一部現金を含んで総額一〇億ドル、五カ年払の賠償を要求し、上院の大勢もこれに従つたため、マグサイサイ大統領の説得にも拘らず、交渉は行詰りに達し、結局フイリピンは我國の賠償支払能力を判定する調査団を送り、その間反對論の鎮静を図ることとなり月末には村田全権を首め日本側全権團は一時引揚日本において待機するのやむなきに至つた。

今回の賠償交渉は両国政府間に意見の一致をみていたにも拘らず意外にも与党が過半数を占める上院により予備協定を交渉の出発点とする云う事実上の反對にあつて不調に終つたが、一方日本側賠償案が後進国の經濟開発と云う色が強く、フイリピンを日本の製品市場として留めておくものであるとの一部議員の反對がこれだけ障害となつたのは、これら反對論が本年末の上院改選に對する議員のゼスチュア―以外に一般戦災者、復員軍人等に支持者があつたためであると見ている人もある。更に与党内の親米的マグサイサイ大統領と国家主義的レクト議員派の対立もあつて今後の交渉について冷却期間がどの程度の期間を必要とするかは速かに明らかになることの出来ない状態であると見られている。

#### (四) インドネシヤの貿易外送金に対する新制限

インドネシヤ政府は既に必需物資と見做されない輸入商品に對して三三 $\frac{1}{2}$ %から二〇〇%の特別税を賦課してきたが、之と同一の見地から三月二日大統領令第五号を以て政令で別に定める場合を除き、貿易外たるサービスに對する支払としての送金についてはその送金額の六六%の特別税を賦課することとし、之を即日実施することとなつた。さらに同日政令第一号を以て(イ)インドネシヤにある諸企業に引き続き勤務する外国人の休暇中の俸給、家族扶養費、教育費等の送金、(ロ)一九五四年中乃至それ以降に設立された工業企業の収益から行われる送金及び(ハ)国家或いは地方自治体財政の直接負担となる送金については右の特別税を免除

することとした。

更に外国為替局は六日に至つて右措置に関して通牒第二九四号を以て特に三月二日以降の貿易外支払の爲めの送金には為替銀行発行の特別税支払済証明(TPT)を外国為替局に提出して外貨割当を受けること及びこれ等サービス支払には貨物運賃、保険料、クレーム、輸出コミッション、銀行手数料の如く商品の輸出入に直接関係あるサービスは含まれない点を明らかにした。

今回インドネシア政府が斯る措置に出たのは前記輸入商品の特別税との関連のほか、例年三、四月に集中して行われる海外に利潤送金する外国資本をねらつてだされたものであると見られ、更に根本的には最近逼迫した保有外貨喪失の防止のほか、利潤の再投資を強制することにもなり、国内に膨大な諸権益を有するオランダ系企業の抑圧がその目的であり、又輸出入物資の運賃、保険料等には適用されないから輸入物資及び国内生産品の値上りの理由とはならないとみている。

アンタラの報ずるところによれば、ジャカルタのオランダ人業者は今回の措置が主として国家収入の増加を目的としたものか或いは商業部門から工業部門に資本を移す爲めの政策の実施であるか不明だが、少くとも現在と同額のギルダを

得るにはそれ以上のルピアを積みねばならないとみる点では一致している。

また一部外国人輸入商はこの法令はインドネシア政府が従来執つてきた民族商社保護政策の現れで利潤の海外送金を必要とする外人商社は今後採算上不利となり、之が反つて政府が望んでいる外資導入にも悪影響を及ぼすものとみている。

アムステルダムより四日アンタラが報ずるところによれば、各新聞は右措置をトップ記事として大々的に扱つており、この措置が新なルピア価値下を意味すると断じているほか、インドネシア株式相場は新措置により利潤送金が四〇%減少する爲め安値を唱え、銀行筋でもオランダの手持外貨に大きな影響を与えるものとみている。なお、日伊運賃同盟は逸早くルピアで支払われる場合に限り条件附で特別加算運賃として六六%の引上げを行つたが、その後前記外国為替局の通牒により貨物運賃に及ばないことが判明したため値上げを撤回した。

(七) 印緬米穀協定の締結

ビルマ政府は前年央以降専ら長期契約により米穀輸出市場の確保を図つて来たところ、本年に入つて二月の琉球との契約に引き続き、三月にはインドとの間に九〇〇千トンの取引を規定した米穀協定を締結した。

ビルマ米売買協定概要

期 間	輸 出 数 量	対インド分	対琉球分	
			四ケ年	対琉球分
一九五四年	三〇〇千トン		一九五四年	四〇千トン
一九五五年	三〇〇 〽		一九五五年	三〇 〽
一九五六年	三〇〇 〽		一九五六年	三〇 〽
又は一九五四年中に九〇〇千トン			一九五七年	三〇 〽
一九五四年トン当り FOB	五〇ポンド		一九五四年トン当り FOB	一四〇・〇ドル(五〇ポンド)
一九五五年 〽	四八 〽		一九五五年 〽	一三四・四 〽(四八 〽)
一九五六年 〽	四六 〽		一九五六年 〽	一二八・八 〽(四六 〽)
但し一括売買の場合は四八ポンド			一九五七年 〽	一二三・二 〽(四四 〽)

右印緬米穀協定に関しては①ビルマ側の申出ある場合には本年中に九〇〇千トンの一括輸出を為し得ること②比較的処分困難と見られていた下級米が輸出の対象となつてゐること及び③輸出代金中トン当り一五ポンドはビルマの対印債務の弁済に充当されるものと伝えられてゐることの諸点が注目される。

右協定成立の結果、ビルマの米穀輸出事情は著しく好転すべく、本年末在庫は前年末比半減するものと見られるが、それでもなお正常在庫の二倍に達し、而も来年は対印輸出が予定しえないだけに同年の輸出には一層の努力が要求されるものと考えられる。

一九五四年中ビルマ米輸出見込

一九五三年末在庫

八〇〇千トン

一九五三—五四年産米輸出余力

一、五〇〇—一、六〇〇千トン

計一九五四年輸出余力

一、三〇〇—一、四〇〇千トン

既契約分

一、四四〇千トン

内訳

セイロン  
日本  
琉球  
インド

二〇〇  
三〇〇  
四〇  
九〇〇

今後販売可能見込

四五〇

計一九五四年輸出見込

一、八九〇

差引一九五四年末在庫見込

四一〇—五一〇千トン

内正常在庫

二〇〇

バーマン紙によれば、ビルマの対印債務は一九三七年の印緬分離による鉄道、郵便、電信等公共事業関係債務元本四八〇百万チャツ（当初五一〇百万チャツ、四五年年賦償還のところ一九四二—四三年度以降分は利子共未払）、同未払利子

一九四八—四九年

総国民所得（百万ルピー）

八六、五〇〇（二〇〇・〇）

一人当り所得（ルピー）

三五〇、三八〇（一〇〇・〇）

一人当り所得（ルピー）

二四六・九（一〇〇・〇）

海外経済調査（下）昭和二十九年四月

及び年金に関するビルマ側分担金六〇百万チャツが存在し、今回右米穀協定成立に際し一部の返済を実行することとなつたものと考えられるが、全般的な償還方法に関しては未だ明らかになされていない。この外、同国独立以前の発生に係る対外債務としては、一九四二—一九四七年間に英国から受入れた借入金二六、七〇〇千ポンド（無利子、一九五二年四月より二〇年間に均分返済の予定なりしも未実行）があつたが、これに関しては既に昨年十一月四百万ポンドに減額の上一回払で決済その時期については未決定することに両国間の了解が成立しており、対印債務についてもこの頃から当事国間で折衝が行われていた模様である。

ビルマ政府は前年のインド、ソ連間貿易協定の成立に刺戟され、同時に米穀市場拡大の企図もあつて、茲数カ月間共産諸国に対し貿易協定締結を交渉中と伝えられていたが、二十二日中共との間に調印が行われた旨発表された。それによれば、期間三カ年、中共側の輸出品としては石炭、織維製品、農機具、軽工業品、手芸品等を、ビルマ側のそれとしては米、豆類、鉱物、木材、ゴム、原綿等を挙げ、取扱機関は両国共産機関を以て充て決済はポンドによることとなつてゐる。しかし乍ら昨年前半におけるビルマの対中共貿易額は輸出七百万チャツ、輸入一百万チャツと何れも総貿易額の夫々一・二%及び〇・三%を占めるに過ぎず、又ビルマ側輸出品は殆ど米に限定されているのに対し、中共の食糧増産計画の進展が伝えられていることを考慮すれば、その実効には多くを望み得ないとの見方が強い。

(V) 独立後三カ年間のインド国民所得の動向

インド経済開発五カ年計画の基礎資料として独立後三カ年間の国民所得を推定するため、政府によつて設置せられた国民所得委員会は、最近それに関する最終報告書を政府に提出した。それによると独立後三カ年間のインド国民所得は、大要次の如くなつてゐる。

一九四九—五〇年

一九五〇—五一年

九〇、一〇〇（二〇四・二）

九五、三〇〇（二一〇・二）

三五四、八二〇（二〇一・三）

三五九、三三〇（二〇二・六）

二五三・九（二〇二・八）

二六五・二（二〇七・四）

経済情勢調査(その三)

卸売物価指数(一九三九年基準)	三七六・二(二〇〇・〇)
実質国民所得(百万ルピー)	八六、五〇〇(二〇〇・〇)
実質一人当り所得(ルピー)	二四六・九(二〇〇・〇)

即ち総国民所得についてみると一九四八―一九四九年は八六五億ルピーであつたのに対し、一九五〇―一九五一年は九五三億ルピーとの間一〇・二%の増加を示している。然し乍ら同期間に物価は八・九%方上昇しているため、これを加味した実質的な総国民所得の増加は一・二%に止まり、結局名目所得の増加は主としてインフレーションの進行によつて殆んど相殺されたことを物語っている。このことは一人当り所得の推移でみると、人口増加の圧力も加わつて、更に顕著に現われ、一九四八―一九四九年の二四六・九ルピーに対し、一九五〇―一九五一年は二六五・二ルピーと七・四%の増加に止まり、この間の物価上昇による実質一人当り所得は二四三・五ルピーと寧ろ一・四%の低下を示していることが注目せられる。

尤も独立後の三カ年間は、インドにとつては印パ分離に伴う経済的混乱と、インフレーション進行下であり、この困難な状況の中において僅か一・二%とはいへ実質的な総国民所得の増大をみたことは一応注目せられる処であるが、然しこれは主として朝鮮動乱に伴う輸出品価格の昂騰その他による一時的要因に基く増加とみられ、本質的な国民経済の向上を示したものでないことは看過できない。このことは次の産業別所得の推移からも窺われる処であつて、この間動乱の影響を最も大きく受けた農業所得が、一九四八―一九四九年の四二五億ルピーから一九五〇―一九五一年には四八九億ルピーと一五%の増加をみたのに対し、その他は鉱工業が一四八億ルピーから一五三億ルピーと三・四%、商業、運輸、通信が一六〇億ルピーから一六九億ルピーと五・六%、その他サービスが一三四億ルピーから一四四億ルピーと七・五%の各増加に止まり、物価の上昇を加味した実質所得をとるならば農業所得以外は凡て低下を示している。

産業部門別国民所得の推移	(単位 億ルピー)	
	一九四八	一九五〇
農業	四二五	四四九
業	四二五	四八九

鉱工業	一四八	一五〇	一五三
商業、運輸、通信	一六〇	一六六	一六九
その他サービス	一三四	一三八	一四四
小計	八六七	九〇三	九五五
海外からの純所得	(-)	(-)	(-)
総国民所得	八六五	九〇一	九五三

次に戦前の国民所得との対比をみると、一九三八―一九三九年には一四八億ルピー(インドのナタラジヤン博士の推算。現在のパキスタンに属する部分の所得は分離してあるが、推定方法が異なるため厳密な比較にはならない)程度とみられており、これに対し卸売物価の上昇で修正した一九五〇―一九五一年の総国民所得は、一九三八―一九三九年当時の価値で約二三三億ルピーであり、総額では五七%の増加となつている。然し実質一人当りの所得では、人口増加の結果戦前が六八・五ルピーであるのに対し、独立後は六四・七ルピーであり、五・六%方の低下をみている。

かくてインドの国民所得は、総国民所得においては増加を見ているが、一人当りの所得は戦前、戦後を通じて大きな変化はなく、依然として極めて低水準下にあることを示している。東南アジア諸国の国民所得は一般に極めて低水準にあるが、前記の如きインドの所得はこの中にあつても低位の部類に属している。例えば最近の各国別一人当り所得の対比においても次の如く僅かにビルマに比して上位にあるに過ぎず、パキスタン、インドネシヤ、セイロンより下位にあり、特にセイロンと対比すればその半ば以下に止まつている。インドは既に工業革命に乗出してから三十年を経、現在農業、工業の発展を主眼とする大規模な五カ年計画を遂行しつつあるが、それでいて農業を主体とし、工業の殆んど発展していないパキスタン、インドネシヤ、セイロン等の所得以下にあることは、他面からいえば、農工業の発展による所得の増加率は、人口の増加率により大部分相殺せら

れてきたことを示唆している。このことが戦前、戦後を通じてインドの国民所得を低水準に釘付けした最大の要因であつたといえよう。

東南アジア各国の一人当り所得 (単位 ドル)

インド	一九五〇—五一年	五三・〇
パキスタン	一九四九年	六九・二
ビルマ	一九五一年	三五・六
インドネシア	一九四九年	五七・〇
セイロン	一九五一年	一一二・四

現在実施されている第一次五カ年計画は、その達成によつて総国民所得で約一％の増加を見込んでいるが、一人当り所得において人口増加のため約三・五％程度の増加しか予定されない。而もこのためには年々国民所得の五・六・五％を資本投下することが必要とみられているが、然し現在の如き低水準の国民所得においては、この程度の資本投下すら困難視されている。事実五カ年計画総支出予定額二二一・九乃至二二四・四億ルピーに対し、当初の三カ年間の実支出額は僅か九九・八億ルピーとその半ばにも達しておらず、このためデシユムク蔵相も言明している如く、五カ年計画はその八五％が達成されれば成功とみられている。従つて適切な人口対策、或いは大幅の海外援助でもない限り、前記程度の生活水準の向上すら早急には実現困難とみられており、ましてインド計画委員会の最終目標たる一人当り国民所得の倍増は、その前途極めて多難のものがあると思われる。

#### (ウ) パキスタンの最近の食糧事情

一九五二—五三年に渉る凶作により食糧事情が逼迫し、五三年には米国等より大量の小麦援助を受けたパキスタンは、昨年夏期作物より生産の恢復がみられ、冬期作物である小麦も増産と伝えられている。これによつて同国の食糧不足は解消するものと認められるばかりでなく、却つて小麦を主とした穀類の過剰状態が生ずるものと懸念されている。即ち適確な収獲予想はなお困難であるが、四月までの一カ年間に於ける食糧生産は国内需要を充すに足る約一四百万トンを上廻

り、内輪に見積つても、余剰穀物が一〇〇千トンから四〇〇千トン生ずるものとされ、当面これが貯蔵用倉庫不足が問題となり、政府は倉庫増設等その対策を講じつゝある。

穀類増収は天候が順調であつたこと、前二カ年の凶作による穀類価格騰貴と政府の食糧増産運動が農民を刺戟し作附面積が増加したことに原因するものとみられているが、食糧自足が当面の目標であつたために、その価格は例えば小麦の国内価格が一マウンド(三七・三二kg)当り一二ルピーと国際価格七ルピーを遙かに上廻るが如く割高となつている。斯くの如く輸出が到底困難であると云う条件下に余剰食糧を生じたことは、黄麻、綿花等輸出農産物の栽培抑制によつてその輸出価格維持と食糧増産を図つてきた同国の政策の行詰りを示唆するものと認められよう。従つて同国は単に一時的な貯蔵能力不足といつた問題の処理にとどまらず、今後妥当な食糧価格の維持、食糧生産規模の適正化及び穀類輸出を含む余剰食糧の処理等の困難な問題に対処しなければならなくなるであらう。

#### 六、濠州及びニュージーランド

##### (一) 濠州羊毛市況と輸入制限緩和

英連邦経済委員会の推算によれば、一九五三年中の世界羊毛消費量は二、六〇〇百万封度と前年比一一％の増加を示したのに対し、一九五三—五四年度世界羊毛生産量は二、五〇〇百万封度と推定され前年に比し多少下廻ることになるが、昨年末以降主要消費国の一たる英国における消費需要がかなり減少傾向にあることを考慮すれば本年度の世界羊毛需給は略々均衡を保つものと見られている。これを反映して今季濠州毛競売は極めて好調な足取りを示し、一九五三年七月—一九五四年三月間における封度当り平均相場は脂付八二・九二濠州ペンス(前年同期八二・一七濠州ペンス) 洗上一一四・〇三濠州ペンス(同一〇七・七八濠州ペンス)を示して、この間三、一三六千俵三三二百万濠州ポンド(同二、九五六千俵三〇七百万濠州ポンド)を売上げた結果、三月末現在における仲介人手持量は二八八千俵と前年同期のそれ(五〇一千俵)を大幅に下廻るに至つており、引続き堅調裡に六月の季末を迎えるものと予想されていた。

しかるに中旬の駐濠ソ連大使館書記官亡命事件は遂に二十三日ソ濠両国間の国

交断絶に迄發展、ソ連は爾後濠毛買付を停止する旨発表するに至つた。前季迄ソ連の買付は極めて不規則な動きを見せていたところ、今季に入るや同国は終始着実に買い進み、濠毛輸出中に占める比率は僅か六%内外に止るにも拘らず、米國需要が依然減退を続けている折柄、ソ連需要の市況安定要因としての貢献は極めて大きく、現に昨年九月及び本年三月の軟化配が容易に回復したのも同國買出動によるものであつた。従つて現在のところ英國、歐洲筋の買氣強く相場に大きな変動は見られないものの、今後ソ連並にその衛星國の買付停止が継続する場合には濠毛市況、延いては濠州經濟に及ぼす影響は少くないものとして関係者の関心を集めている。

なお、近来引続く濠州貿易の順調な推移から、同國政府は本月一日以降以下の如き輸入制限緩和措置を実施した。即ちドル地域以外の地域(日本を除く)からの輸入に關してはA品目(鉄鋼製品、化学藥品等主として資本財)については制限を撤廃(従来一九五〇—五一年度実績の九〇%迄に制限)、B品目(纖維品、家庭用品等主として消費財)については一九五〇—五一年度実績の六〇%(従来五〇%)迄輸入が許可されることとなり、同時に我國に關しては輸入申請許可品目数が一四八品目(従来一〇七品目)に拡大されることとなつた。輸入制限緩和に關しては本年初来小麦を首めとする農産物の輸出市場確保の観点からもその必要性が称えられて来たが、前記の如きソ連の濠毛買付停止措置に伴い、その他の輸入國の需要を維持乃至増大せしめる必要が生ずれば、羊毛業界から更に大幅な緩和が要請される可能性なしとしないであらう。

(二) ニュージーランド準備銀行の公定割引歩合引上げ

ニュージーランド準備銀行の公定割引歩合は一九四一年七月戦時金融疎通のため二%から一・五%に引下げられた儘現在に至つていたところ、本月十二日以降三・五%に引上げる旨同行から発表された。ニュージーランドの經濟情勢を概観するに、朝鮮動乱後のブーム時において同國主要輸出品たる羊毛の價格が急騰(價格指數は一九四八年を一〇〇として一九五〇年一五四、一九五一年四七六)したのを反映して同國輸出は著増を示したが(一九五一年実績二四八百万ポンド、一九五〇年同一八三百万ポンド)、その後羊毛價格反落(一九五二年價格指數一七

五、そのため同年の同國輸出は二四〇百万ポンドに減少)の反面、輸出好調時の取得増加は必然的に支出の膨脹を齎した結果、輸入は急伸して(一九五二年実績二三〇百万ポンド、一九五一年同二〇七百万ポンド、一九五〇年同一五八百万ポンド)貿易は逆調を示すに至り、一九五二年三月以降遂に輸入制限の実施を余儀なくされた。この間輸出の増加は必然的に國內通貨の増発を招来し(一九五〇年間現金及び預金通貨増二七百万ポンド、一九五一年間同八百萬ポンド、同年末残高二四九百万ポンド)且輸入制限は國內物資需給を圧迫して物価を騰貴せしめることとなり(卸売物價指數は一九四八年を一〇〇として一九五〇年一〇八、一九五一年一二六、一九五二年一四〇)、こゝに金融引締策が要請され、準備銀行は一九五一年末の輸入金融及び大口貸出の厳選を中心とした質的金融統制の実施、一九五二年七月及び一九五三年五月の法定預金支払準備率の引上げ(一九五二年七月要求預金については従来七%から一〇%に定期性預金については同じく三%から五%に、一九五三年五月には夫々二〇%及び一〇%に各引上げ)等の措置を採つた。

右諸対策の奏効から一九五三年には市銀貸出は減少に転じ(同年間平均残高一三四百万ポンド、前年比減三二百万ポンド、一九五二年及び一九五一年は前年比増夫々三三百万ポンド及び三九百万ポンド)、貿易も羊毛價格持直しも手伝つて著しく好転(同年間輸出二四三百万ポンド、輸入二〇九百万ポンド、一九五四年より一部輸入制限緩和)、物價亦安定傾向を示すに至つた(一九五三年間卸売物價指數下落率一・三%)。同國市銀の資金繰は常時かなりの余裕を示し(一九五三年十二月準備銀行に対する預け金平均残高は八九百万ポンドと法定預金支払準備額の約二倍)、準備銀行からの借入は羊毛價格の暴騰した一九五一年中に例外的に発生しただけであつた。他方金融市場の現段階では公開市場操作にも多くを期待しえない關係もあつて、準備銀行は量的金融統制の手段としては前記の如く専ら預金支払準備制度の運用に依存しているわけである。従つて今次公定割引歩合引上げが直接同國金融情勢に影響を及ぼすとは認められず、同國市銀の商業手形割引率及び当座貸越利率が四%となつている關係上、金利体系整備の観点からその実施を見たものと考えられるが、一面においてこれが究極的に同行の市銀に対す

る統制力を強化することも否定できないところから今後の同行金融政策の一斑を示すものとして注目されよう。

## 昭和二十九年五月

### 海外経済事情

#### 目次

- 一、概況
- 二、米州諸国
  - (一) 米国経済の動向
    - (1) 景気の動向
    - (2) 農産物過剰問題
    - (3) 財政金融の動き
    - (4) 対外経済政策の動向
  - (二) メキシコ・ペソ切下後の状況
- 三、西欧諸国
  - (一) E P U——一カ年延長
  - (二) 英国——公定歩合の引下げ
  - (三) フランス——自由輸入拡大後の景況
  - (四) 西ドイツ——公定歩合の引下げ
  - (五) イタリア——最近の経済事情
- 四、共産圏諸国
  - (一) ソ連——生産性向上運動と農業増産
  - (二) 中共——食糧生産、五カ年計画及び貿易
- 五、アジア及び東南アジア諸国

海外経済調査(下) 昭和二十九年五月

- (一) 一般情勢
  - (二) 韓国——予算と対日輸入制限問題
  - (三) 台湾——物価安定、中仏貿易協定の成立等
  - (四) フィリピン——米比通商協定十八ヶ月間延期
  - (五) インドネシア——農業五ヶ年計画の概略
  - (六) インド——経済開発五ヶ年計画と資金調達問題
  - (七) パキスタン——天然ガス開発
  - (八) セイロン——茶輸出税引上げ
- 六、濠州下院総選挙と与党の経済政策

#### 一、概況

ジュネーブ極東会議は四月二十六日開始以来すでに一カ月余を経過し、依然難航が続いている。まず朝鮮問題については北朝鮮側は統一選挙実施の前提として外国軍隊を撤退することならびに選挙に際し国際監視を排除することを主張、これに対し韓国側は中共軍のみの撤収と国連の監視による北朝鮮のみの選挙を主張、両者対立、会議は全く行詰り状態に陥った。二十二日に至り共産側は中立国委員会による選挙の監視を提案、韓国側も韓国を含む全鮮選挙を提案してやや歩み寄りの気配を示したもののその後の交渉は依然停頓状態が続いている。一方インドシナ問題についてはフランスが先ず軍事問題のみをとり上げようとするのに対し、ヴェトナム側は軍事問題と同時にホーチミン政権、ラオス、カンボジア両抗戦政権の主権と独立の承認、外国軍隊の撤退、選挙の実施等の政治問題をもとり上げべきであると主張、両者は真向から対立した。結局会議はこれらの提案をめぐる双方の意見調整を図るため秘密会議を開催する運びとなつたが、この間英国・イデーデン外相、インド・メノン大使等の局面打開の動きもあり、結局ソ連側からまず停戦問題についての話を進めるべきであるとの妥協案が提示され、戦闘を早急に終結させるため交戦両軍代表はジュネーブに直ちに会合し、またインドシナ現地でも両軍司令官の間で折衝することとなつた。しかしこれらの折衝においても軍隊集結地域、休戦管理、休戦の国際保障等の問題について双方の主張には